



昭和十七年十一月

臺灣總督府
國土局主管

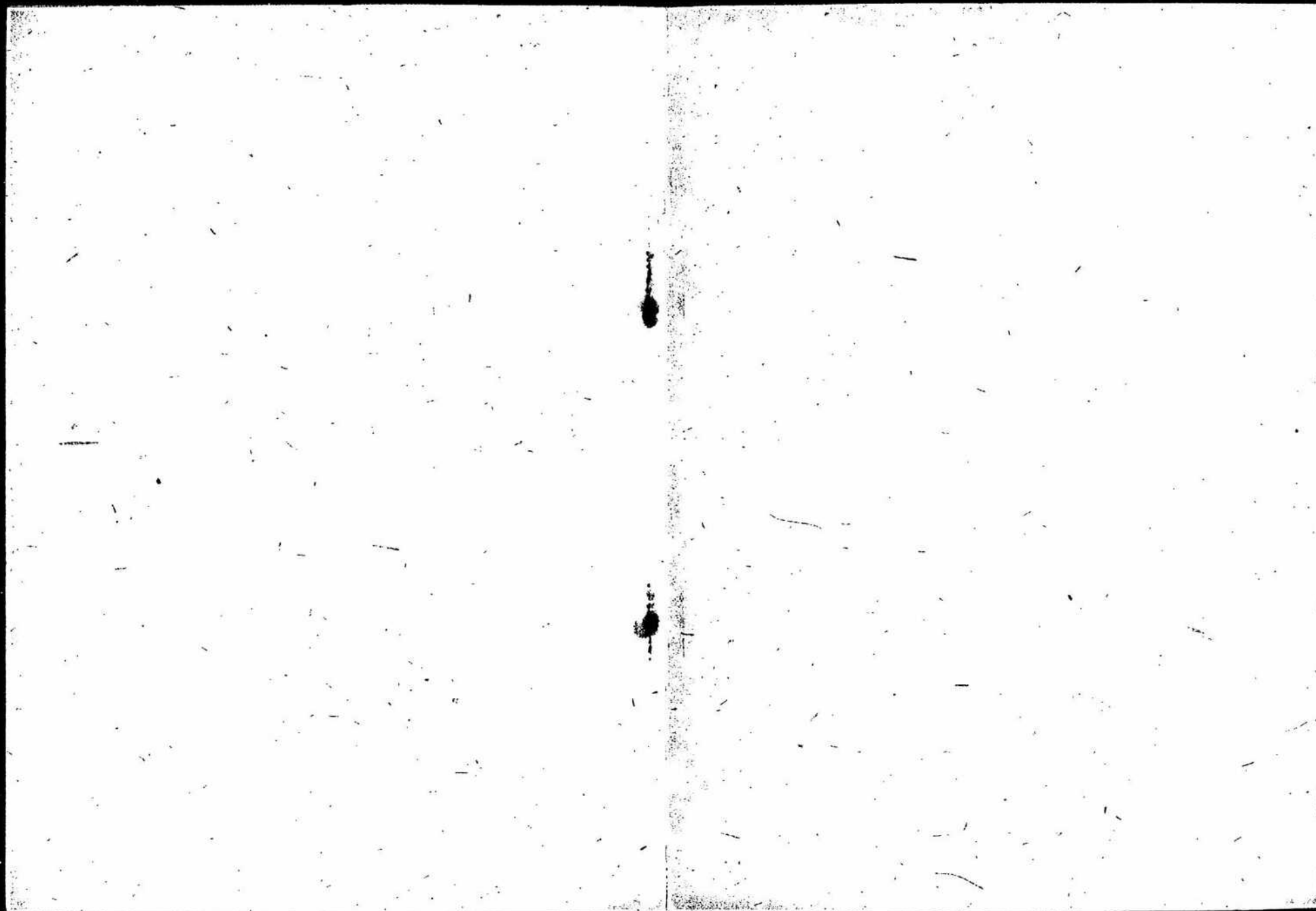
土木事業概要

機密圖書(香島)
圖書
香島
九
內閣官房綱務課

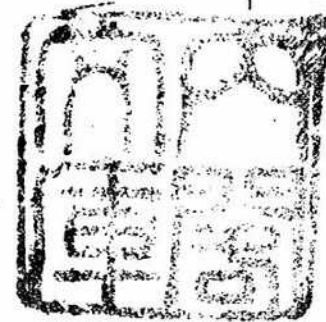
220

非公表物

臺灣總督府國土局土木課



内閣文庫	一冊
八〇三四六号	
和書	



513
4

凡 例

- 一 本書は臺灣總督府國土局主管に屬する土木事業の概要を記述せるもので、同局電力課に屬する電氣及道路課に屬する道路、橋梁と交通局主管に屬する鐵道、港灣、運河と財務局營繕課主管の營繕に關する土木事業は之を含まぬ。
- 一 本書は昭和十六年度のもの为主とするが最近の調査あるものは努めて之を收録することゝした。

昭和十七年十一月

臺灣總督府國土局土木課

目次

總
說

第一章 國土局主管の土木行政

- 折込表

第二章 河川事業

第一節 沿革

- | | | |
|-----|-------|----|
| 一 | 河川調査 | 六 |
| 二 | 河川工事 | 九 |
| 三 | 維持工事 | 一三 |
| 四 | 砂防工事 | 一四 |
| 第二節 | 河川水害 | 一六 |
| 第三節 | 河川工事費 | 二一 |
| 第四節 | 工事の効果 | 二七 |
| 一 | 利益の豫想 | 二七 |
| 二 | 利益の實例 | 三〇 |

第五節	直轄工事	三
一	治水工事	三
(一)	頭前溪	三
(二)	林邊溪	三
(三)	北港溪	三
(四)	八掌溪	三
(五)	阿公店溪	三
二	維持工事	三
(一)	宜蘭濁水溪	三
(二)	下淡水溪	三
(三)	烏溪	三
(四)	曾文溪	三
第六節	河川と灌溉	三
第七節	河川と法令	三
第三章	水利事業	四
第一節	沿革	四
第二節	埤圳と法令	五
一	公共埤圳	五

二	官設埤圳	五
三	水利組合	五
四	認定外埤圳	五
第三節	水利事業の助成	五
一	低利資金の供給	五
二	國庫補助金下附	五
三	水利統制調査	五
四	土地改良關係法令の制定	五
五	十一箇年土地改良事業計畫	五
六	土地改良事業	五
七	昭和十八年度増産土地改良事業	五
第四節	水利團體現況	五
一	水利團體歳入出豫算總括表	五
二	水利組合歳入出豫算表	五
三	公共埤圳組合歳入出豫算表	五
四	地方別水利團體組合費賦課率	五
五	利率別水利團體借入金現在額	五
第四章	上水道事業	五
第一節	沿革	五

第二節 分布状況

- 一 既設水道
- 二 現在新設及擴張工事中の水道
- 三 将来擴張及新設を要する水道
- 四 本島總人口と水道計畫給水人口との比較表

第三節 水道と法令

第四節 主要水道の概況

- 一 臺北水道
- 二 基隆水道
- 三 宜蘭水道
- 四 新竹水道
- 五 臺中水道
- 六 彰化水道
- 七 臺南水道
- 八 嘉義水道
- 九 高雄水道
- 一〇 屏東水道
- 一一 臺東水道
- 一二 花蓮港水道
- 一三 馬公水道

第五章 都市計畫事業

第一節 沿革

第二節 都市計畫と法令

第三節 都市計畫の施行

第四節 主要市街の概況

- 一 臺北市
- 二 基隆市
- 三 宜蘭市
- 四 新竹市
- 五 臺中市
- 六 彰化市
- 七 臺南市
- 八 嘉義市
- 九 高雄市
- 一〇 屏東市
- 一一 花蓮港市
- 一二 震災地都市計畫
- 一三 市街地公園
- 一四 國立公園事業

臺灣總督府
國土局主管
土木事業概要

總
說

往昔臺灣は清國難治の一島嶼として殆ど放擲せられたる状態にあつた。島内の秩序容易に定まらず寇賊横行し掠奪隨所に行はれ又福建、廣東兩種民族間の軋轢争闘絶ゆる間なく。兇蕃又各所に占居して暴威を逞しうし加ふるに酷吏の苛斂誅求至らざるなく住民は日夜安堵の逸がなかつた。これが爲に進取的氣象抑壓せられ貯蓄心は鈍り偶々資財あるものも只管死守するのみであつたので、産業振はず民心萎靡して天産豊富なる郷土に住みながら何等經濟的發展を策するなく空しく不由な原始的生活の境域に踰躍するに過ぎなかつたのであるが併し領臺前積極的事業の一として巡撫劉銘傳が島都臺北城内の主要道路の擴張を計畫したことがあつたが僅かに其の一部工事のみが施行されたに過ぎなかつた。市街地の市區は雜然として街路は狹隘で曲折多く濕潤甚だしく且不潔極まり素より上下水道の施設を

有して居なかつた。河川の如きは稀に耕地、道路等を保護する爲簡易なる護岸堤防を築設したる形跡なきに非らざるも徒に自然の儘に放置して顧みることがなかつたが獨り水利施設のみは夙に島民間に認められ其の規模構造等賞すべきものがないではないが概して工法技術共に幼稚にして姑息的なるものに過ぎなかつた。

然るに本島が帝國の領有となるや政府は極力島民の生命財産を保障するに努め各般の事業促進を図り以て文化の度次第に進み従つて必要なる土木事業も漸次施行され爾來四十八年間に於て悉く舊態を脱して面目一新せる新臺灣を現出した。惟ふにかゝる顯著なる發達を遂げた原因は種々あるであらうが其の根本を爲せるは實に土木事業の賜なりと謂ふべきである。

第一章 國土局主管の土木行政

本島に於ける土木行政官廳は從來幾多の變遷沿革があつたが昭和十七年十一月一日督府關係の機構改革に依り現在に於いて國土局土木課主管に屬するものは河川、水利、灌溉、排水、都市計畫、上水、下水及工業用水、區劃整理、市街地公園及び國立公園に關する事項である。電氣瓦斯に關する事項は同局電力課、道路、橋梁に關する事項は同局道路課に、港灣、運河に關する事項は交通局主管に屬し、鐵道に關する事項は交通局鐵道部に、營繕に關する事項は財務局營繕課の主管に屬し所謂土木行政の範圍に屬するものは國土局に分掌せられて居る。

國土局に於て土木行政を分掌せるは昭和十七年十一月一日にして之が主管する土木行政の内容は同日の訓令第百二號臺灣總督府事務分掌規程第三十條に屬したもので即ち土木課に於て掌る事務は左記の通りである。

一、河川の調査及治水計畫に關する事項

二、河川工事の施行に關する事項

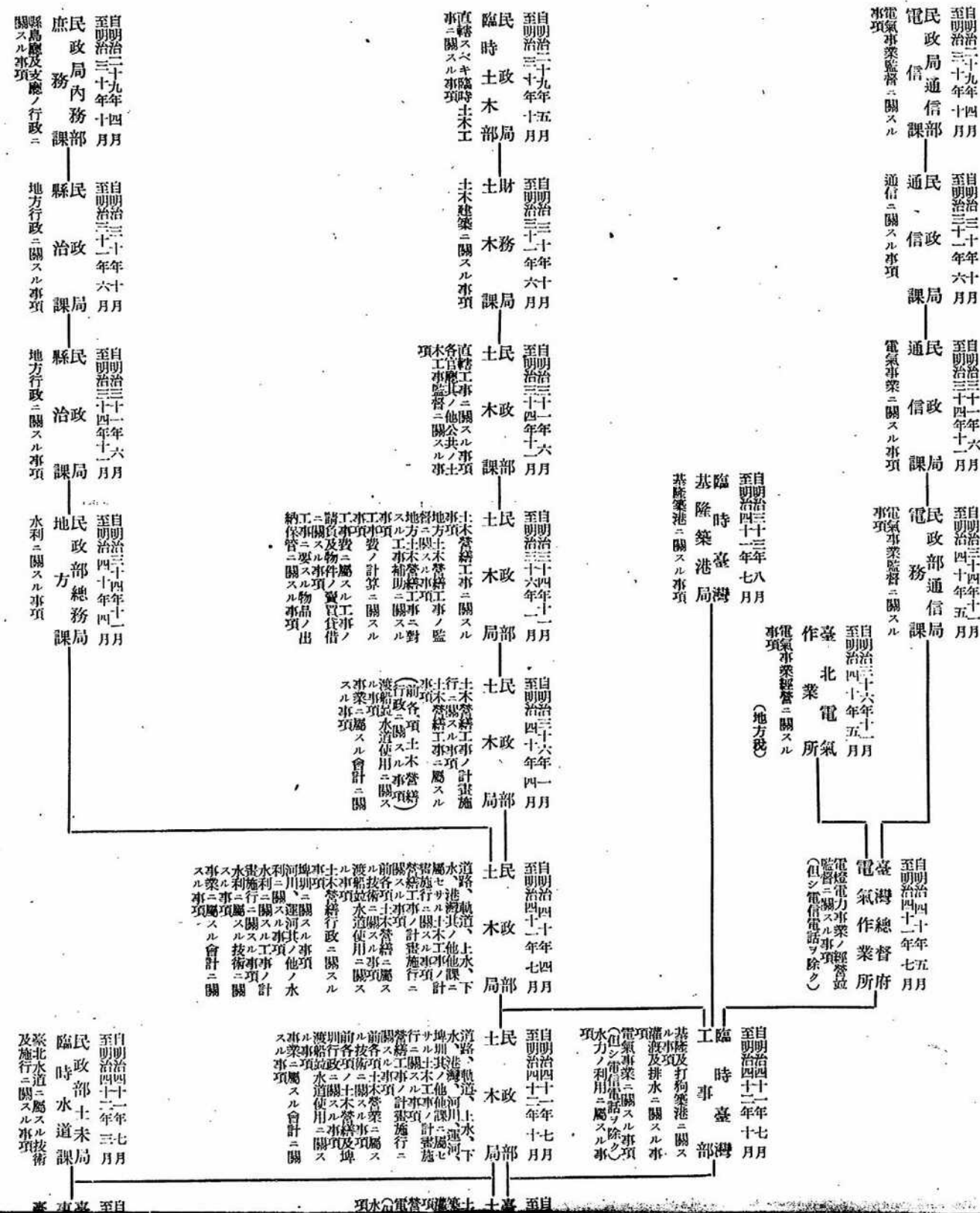
三、河川行政に關する事項

四、灌溉排水の調査計畫に關する事項
 五、灌溉排水工事の施行に關する事項
 六、水利行政に關する事項
 七、都市計畫に關する事項
 八、上水、下水及工業用水に關する事項
 九、國立公園に關する事項

現制度以前に於ける土木行政機關の組織は、或は府内の一部局となり或は獨立の官廳となり又事務分合屢々行はれた。この變遷沿革並に現在に於ける土木課事務分掌の状態を表示すれば次の通りである。

(現在)
 自明治二十九年四月
 至明治三十一年十月
 民政局通信部
 自明治三十一年六月
 至明治三十二年六月
 民政局
 自明治三十二年十一月
 至明治三十四年十一月
 民政局

(昭和十七年一月一日現在)





二、土木課事務分掌表

(昭和十七年十二月一日現在)

文書係				經理係				河川係				水利係				都市計畫係				河川技術係				水利技術係				都市計畫技術係			
1. 文書ノ接授發送、編纂及保存ニ關スル事項	2. 圖書ノ保管ニ關スル事項	3. 統計其ノ他調査資料ノ蒐集、編纂及保管ニ關スル事項	4. 他係ノ主管ニ屬セザル事項	1. 豫算及決算ニ關スル事項	2. 直營工事ノ施行、請負及工事用材料ノ購買並ニ運搬ニ關スル事項	3. 物品ノ出納及保管ニ關スル事項	1. 河川ノ調査及治水計畫ニ關スル事項	2. 河川工事ノ施行ニ關スル事項	3. 水害豫防ノミヲ目的トスル組合ニ關スル事項	4. 其ノ他河川行政ニ關スル事項	1. 公共埤圳組合、水利組合、水害豫防ノミヲ目的トスル組合ヲ除ク及私設埤圳ニ關スル事項	2. 灌溉排水ノ調査、計畫及施行ニ關スル事項	3. 土地改良ニ關スル事項	4. 其ノ他水利行政ニ關スル事項	1. 上水及下水ノ調査並計畫ニ關スル事項	2. 上水及下水ノ工事施行ニ關スル事項	3. 都市計畫、區劃整理及公園ニ關スル事項	4. 國立公園ニ關スル事項	1. 河川ノ調査及治水計畫ノ技術ニ關スル事項	2. 河川工事施行ノ技術ニ關スル事項	3. 水害豫防ノミヲ目的トスル組合ノ技術ニ關スル事項	1. 公共埤圳組合、水利組合、水害豫防ノミヲ目的トスル組合ヲ除ク及私設埤圳ノ技術ニ關スル事項	2. 灌溉排水ノ調査、計畫及施行ノ技術ニ關スル事項	3. 土地改良ノ技術ニ關スル事項	1. 上水及下水ノ調査並計畫ノ技術ニ關スル事項	2. 上水及下水ノ工事施行ノ技術ニ關スル事項	3. 都市計畫區劃整理及公園ノ技術ニ關スル事項	4. 國立公園ノ技術ニ關スル事項			

第二章 河川事業

本島は南北四百軒東西百六十軒に過ぎない狭長な高山性の島嶼で海拔三千九百五十米の新高山を主山とし三千米以上の高峰四十餘座もあり本島總面積の三分の二は山嶽地帯である。斯く高峰峻嶒重疊し地勢極めて急峻なるが爲に河川の發源何れも近く上流は勿論中流と雖も、尙兩岸懸崖絶壁をなし屈曲甚だしく水流急に於て山間部を出づるや扇狀に亂流し下流は河幅徒に大をなし隨所に三角州を形成してゐる。

而して雨季に於ける降雨量頗る多く短時間に集中降下する特異性を有し、最大雨量は昭和九年林邊溪の上流、クワルスノ地に於て一日千百二十七耗に達し、他は平常に於ても五百耗の記録は珍しくない。之に反して乾季に於ては殆ど降雨を見ず河川の流水涸渴して礫々たる河原と化するものが多い従つて舟筏の便は少い。

本島第一の大河たる濁水溪の如きは延長百七十軒流域面積三千百十四方軒であるに拘はらず最少流量三百五十立方秒米、最大流量二萬二千立方秒米に上り、流域面積一平方軒當の最大流量は内地の吉野川に比して二倍、信濃川に比すれば實に十三

倍に相當する。

斯くの如き高山性地形と熱帶多雨の爲、侵蝕作用極めて烈しく加ふるに水源の涵養不十分なるが爲一朝洪水に遭遇すれば河川は忽ち奔流氾濫し、土石を流出し河岸を崩壊し土地を流失し人畜傷害の慘狀を極むるに至る。而して減水せる流跡は一望砂礫の荒蕪地と化し、滄桑の變も珍しからぬ現象を呈する状態になる。斯くて治水には最惡の條件を負ひ産業勃興上、交通運搬上の障礙甚大なるを以て之が國土保安人命財産の保護の見地よりするも將又國家の食糧問題の解決よりして斯業に對し年々巨大な國費を以て河川工事を施してゐるが此より生ずる效果亦顯著なるものがある。

第一節 沿革

一、河川調査

河川事業の困難な事は古今東西其の軌を一にし地形、雨量、森林其の他各般の自然的現象は河川の性質を左右するので治水事業を施行するには先づ河川の調査を第一にしなければならぬ。茲に明治三十四年以降種々の名に於て諸川の狀態性質を

調査研究して來たが明治四十四年全島に亘る大洪水の爲、各河川沿岸地の蒙つた慘狀は實に名狀すべからざるものがあつた。茲に於て治水事業促進の機運生じ先づ根本的調査の必要を認め、大正元年度より五箇年間に於て毎年約十萬圓を支出し、宜蘭濁水溪、淡水河、頭前溪、後龍溪、大安溪、大甲溪、烏溪、濁水溪及び下淡水溪の九大河川に對し、水位、流量、水害の調査並びに雨量觀測、地形測量調査を遂げ大正六年度に於て數種の治水計畫を樹てたが、財政其の他の關係上之が實現を見るに至らなかつたので、止むを得ず其の資料に基づき焦眉の急を要する局部的工事を施行するに過ぎなかつた。然るに微々たる工事の施行は河川の荒廢を防止する能はず年々襲來する洪水は河川の狀態に異動を來たし、既往の調査のみに信賴する能はざるに至り、且又一部測量の補足を爲すの必要を認め更に九大河川以外の河川に於ても水害甚だしく、公共團體又は個人にして自衛上局部的工事を施行せむとするもの増加するの傾向顯著なるものがあつたので、速に各河川の調査を爲し治水上一定の計畫を樹立するの必要に迫られ大正十二年度より之が調査に著手した。

而して大正十五年度に至り二十七河川に對し前記河川調査を續行すると共に實際的計畫を樹てるに必要な工作物の位置、構造、工費の調査並治水工事施行の結果、

沿岸土地に及ぼす經濟的影響の調査を施行する事とし河川調査費なる豫算科目を治水事業計費に改め爾來之が調査及び改修計畫を樹立中の處昭和九年度に之を完了した。

砂防工事の計畫調査に就いては前にも述べた如く本島河川の水源をなす中央山脈は極めて急峻であるばかりでなく之を構成する土質が一般に脆弱で崩壊し易く加ふるに暴風時の雨量が甚だ多いのと未だ嘗て砂防工事を施行されたことがないために洪水毎に土砂流出し河床は隆起して積地を形成し多くは扇狀に亂流して居る。河口附近に於ては河床淺く季節風に因り飛砂となつて沿岸の土地を埋没する。土砂の流出は毎年繰返されるために未改修の河川は一層水害を大ならしめ改修河川でさへも全般的に河床の隆起を來し用水取入口、鐵道、人道、橋梁等の改築を要するやうになるのは勿論河床の變化に伴ひ河川工作物を改築せねばならぬこととなり之等に要する經費は測り知るべからざるものがある。而して之が對策としては治水造林の計畫もあるが河川の上支流部に於て砂防堰堤を築造しなければ到底其の害を除去することが出来ない。差當り下淡水溪、宜蘭濁水溪、曾文溪、烏溪及下淡水溪支川楠梓溪及頭前溪を選び之が上支流山間部に於て土砂流出の虞ある區域の測量及び各種

調査を行ひ以て砂防工事計畫を樹てることとし十箇年事業として昭和九年度より調査に着手し昭和十六年度迄に宜蘭濁水溪、濁水溪、曾文溪、烏溪及下淡水溪支川楠梓溪を除き本流及各支川等の砂防工事施行區域の測量調査を施行した。

二、河川工事

領臺當時に於ては兵馬倥傯の爲根本的治水の策を講ずる暇が無かつたのであるが大正五年九大河川(宜蘭濁水溪、淡水河、頭前溪、後龍溪、大安溪、大甲溪、烏溪、濁水溪、下淡水溪)調査の資料に基づき被害區域最も廣く且工事後の效果比較的大なりと認めらるゝ濁水溪、下淡水溪、宜蘭濁水溪、大安溪及後龍溪等の河川に就いて専ら洪水防禦の爲主として河川の平地に於ける亂流を整理する目的にて數種の治水計畫を樹立したことがあつたが財政の關係等で遂に繼續事業として實現の運びに至らなかつたそこで止むを得ず一年度限りの豫算を計上し大正六年度以降濁水溪を中心として本島中部の海岸線鐵道の建設に伴ふ後龍溪、大安溪及び大甲溪の鐵道橋架設地點附近の工事及び其の他の河川で緊急止むを得ざる部分的工事を施行しつゝあつたが世界的經濟界の不況に伴ひ大正十二年度から河川費豫算は俄に三割内外即ち三十

餘萬圓乃至五十餘萬圓に縮少さるゝの己むなきに至つた結果根本的の治水計畫を進める事が出来なかつた。依つて既設工作物の補修を主とし緊急止むを得ざる部分的の新設工事と雖も前記豫算の許す範圍内に於て施行して居たのであるが、如何せむ本島の各河川は古來殆ど顧みられて居なかつたので僅少の豫算を以てしては容易に原始的河川の域を脱する事が出来ず漸く大安溪の五分、濁水溪の七分通りの工事を終つたに過ぎなかつたのである。

然るに本島の河川事業は國土保全、人命財産保護の見地よりするも將又帝國の食糧問題よりするも本島統治上重要施設事項に屬するを以て、前述の如く財政上の不如意等を理由として輕々に看過すべからざる状態にある。時偶々農家の好況に伴ひ土地熱を促し、治水事業に對する要望極めて切なるものがあり、此等實情に鑑み大正十四、五年に亘り治水工事に因る利益の最も大なる下淡水溪に就いて諸種の調査を遂げ、之が改修の計畫を樹て昭和二年以降五箇年繼續事業費豫算七百九十五萬圓(昭和四年度に於て宜蘭濁水溪治水事業費豫算要求の關係上工事期前を七箇年に事業費豫算を八百十萬八千九百六十圓に變更した)の通過を見た。爾來銳意工事施行中であつたが宜蘭濁水溪の改修も亦急を要するので一方財政關係を考慮し、下淡水溪の改修事業年數五箇年を七箇年に變更し昭和三年度よりの繼續事業として其の豫算を

要求したが議會の解散に遇ひ不成立に終つた。

然しながら蘭陽の開発人命財産の安定上緊急に迫つて居る問題で、永く放置するを許さない事情にあつた爲再び昭和四年度以降七箇年繼續事業費總額五百十一萬二千四十圓を要求し之が成立を見るに至り直に工事に著手した。次いで烏溪及び曾文溪の改修計畫成り、昭和六年度以降八箇年繼續事業として豫算九百八十五萬六千圓の成立を見たので昭和六年十月夫々工事に著手したのである。然るに豫て調査中なりし全島重要二十七河川の治水計畫は昭和九年度を以て樹立を見るに至り依つて之に基き逐次施行豫定の頭前溪改修を昭和十一年以降九箇年繼續事業として豫算四百四十二萬七千二百九十二圓の成立を見昭和十一年七月工事に著手し次で林邊溪の改修を昭和十二年以降九箇年繼續事業として豫算四百五十六萬八千七百八十八圓の成立を見昭和十二年七月工事に著手したのである。昭和十四年度より新に北港溪、八掌溪、阿公店溪の三河川に改修工事を施す事に成り北港溪は昭和十四年度より同二十三年度迄十箇年改修費總額五百四十萬圓、八掌溪は同十四年度より同二十一年度迄八箇年改修費總額四百七萬圓、阿公店溪は同十四年度より同十九年度迄六箇年改修費總額三百萬圓の豫算を以て夫々工事に著手した。

而して治水事業費は昭和三年度以降財政上の關係に依り數度節減繰延に遭ひ後年度之を追加する事となりたるを昭和十年度に於て下淡水溪改修費に總費額三百五十萬千二百五十七圓を追加し工事期間を同十二年度迄延期し更に同十一年度に於ては本治水工事の爲灌漑用水の取入口を遮斷する、隘寮溪附近圳路付替工事を三箇年繼續にて施行の事と爲り工事費豫算六十五萬六千五百四十圓を改修費に追加合計金額千七百三十三萬三千八百四十八圓と改定し同十三年度竣功豫定にて工事を進め同十三年六月全部の工事竣工を見るに至つた。宜蘭濁水溪改修費は昭和十年度に總費額四十四萬百二十五圓を追加し改修費四百四十六萬五千三百六十三圓と改定し工事を進め同十一年度を以て豫定の通り竣功を見るに至つた。次で同十一年度曾文溪改修費に於て總費額五十三萬八千八百二十九圓を追加し改修費三百九十九萬六千八百四圓に改定し竣功期限を同十四年度迄延長し烏溪改修費に於て總費額七十六萬九千八百五十圓を追加し次で同十三年度に於て財政上の關係に依り改修費五百六十三萬六千六百四十九圓に改定竣功期限を同十四年度迄延長して夫々工事進行中であつたが曾文溪は同十四年六月に烏溪は同十月に何れも竣功するに至つた。

以上述べた如く下淡水溪、宜蘭濁水溪、烏溪、曾文溪、頭前溪、林邊溪、北港溪、八掌溪及阿公店溪は一定の計畫に基づき順次工事を進め其の他の河川に對しては緊急已むを得ざる部分的の工事及び既設工作物の補修を豫算の許す範圍内に於て施行する豫定で進めてゐる。

三、維持工事

是等治水工事竣功したる改修河川は從來の河狀に一大變化を來すべく從て新設工作物の維持管理には當時河岸水勢の變化に對應し護岸水制の施行導水路の付替等に常に細心の注意と不斷の補強工作等改修後十箇年間は所謂完全なる維持工事の必要あるを以て先づ昭和十一年度竣功の宜蘭濁水溪は維持工事費豫算六十六萬九千八百圓を昭和十二年度以降十箇年の繼續事業として豫算の成立を見同年度より維持工事に着手し、次に昭和十二年度竣功した下淡水溪も維持工事費豫算百六十一萬圓を同十三年度より十箇年の繼續事業として維持工事に着手し、同十四年度に竣功した曾文溪、烏溪も昭和十五年より前者は八十萬七千六百四十圓後者は百十二萬七千圓を以て何れも十箇年繼續事業費とし現に工事施行中である。

尙目下治水工事中の頭前溪、外四河川及其他の河川共改修工事完成後は十箇年間

14

四、砂防工事

本島に於ける河川の上流山間部は傾斜急峻土質脆弱にして土砂の流出量極めて多く嘗て土砂扞止工事の施行された事がないから平地部に於ける治水工事と相俟つて砂防工事の緊要を認め改修工事施行の下淡水溪、宜蘭濁水溪、烏溪、曾文溪、頭前溪及濁水溪の六河川に就き昭和九年度以降十箇年繼續事業として改修工事完成のものから順次之が上支流の山間部に於ける土石を崩壊流下せしむる虞ある區域竝に沿岸急傾斜地の測量及各種調査を行ひ砂防工事の計畫を樹立し、其の工事費は年々約五十萬圓を要する見込であるも時局下國庫財政の關係上實施の運びに至らず、尙既往に於ける河川事業の消長を示す爲左に各年の豫算表を掲ぐ。

年 度	豫 算 額		摘 要
	河 川 費	東 部 地 方 開 發 事 業 費	
大 正 十 一 年 度	170,455 圓		
同 十 二 年 度	200,000 圓		

[illegible]

前述の如く本島の河川は概ね未だ原始的河川の域を脱せず而も地勢及び氣候の關係上一朝豪雨到れば山地忽ち崩壊し河川は洪水氾濫して河岸の崩壊橋梁の破壊沿岸土地の流失を惹起し田圃を荒廢せしめるばかりでなく往々にして人畜を損ふに至り其の慘害實に恐るべきものがある。之が防護方法としては一に治水竝に水防施設擴充強化の一途あるのみであるが僅少なる費用にては如何とも爲す能はざ

一七

一八

大正十三年四月二十三日
 大正十三年四月二十三日
 大正十三年四月二十三日

自明治四十四年三十一箇年
至昭和十六年
但し曾文溪、卑南大溪、秀姑巒溪、花蓮溪の四河川は昭和五年度北港溪、朴子溪、八掌溪、急水溪、二層行溪、林邊溪の六河川は昭和十二年度より計上した。

一九

被害種別	累計		一箇年平均額
	數量	金額	
溺死及壓死人	四二一人	一五九元	一、三三〇元
土地の浸水、流失、埋没の被害面積被害額	二二、二五三	四、四五六	三、四七五
農作物被害額	一	一七、八四九元	三、八〇〇元
道路、鐵道、其他重要工作物被害額	一	一六、〇六八	一、〇〇〇元
家屋、家財、其他被害額	三三一人	五、六二五	一、二九〇元
合計	四二一人	八〇、九四六元	一、三三〇元

河川名	最大被害年	溺死人数	土地被害	鐵道、道路、其他重要工作物	農作物	其他	合計
濁水溪	大正二年	—	1,500坪	9,200坪	—	9,200坪	1,500坪
淡水河	同元年	—	1,100坪	—	—	—	—
宜蘭濁水溪	同元年	—	1,500坪	—	—	—	—
烏文溪	昭和五年	—	1,500坪	—	—	—	—
曾文溪	同七年	—	1,500坪	—	—	—	—
下淡水溪	同十五年	—	1,500坪	—	—	—	—
頭前溪	明治四十四年	—	1,500坪	—	—	—	—
後龍溪	同	—	1,500坪	—	—	—	—
大安溪	同	—	1,500坪	—	—	—	—
大甲溪	昭和四年	—	1,500坪	—	—	—	—
卑南溪	同十五年	—	1,500坪	—	—	—	—
花蓮溪	同	—	1,500坪	—	—	—	—
秀姑巒溪	同	—	1,500坪	—	—	—	—
北港溪	同	—	1,500坪	—	—	—	—
朴子溪	同	—	1,500坪	—	—	—	—

第三節 河川工事費

傾臺以來施行した河川工事は濁水溪外五十二河川(本支流共)にして之が工事費六千百二十九萬二千餘圓に達し年度別及び河川別に列記すれば左表の如くである。

年度別河川工事費(自明治三十一年度至昭和十六年度)

年度別	國庫			地方費		合計
	河川費	治水事業費	工準用河川事務補助費	災害費	計	
明治三十一年度	三〇〇〇〇〇〇			一八六、三六〇	二六、三六〇	二六、三六〇
同 三十四年度					一七、八三〇	一七、八三〇
同 三十五年度					三〇、八三六	三〇、八三六
同 三十六年度				一三、九七八	三〇、〇〇〇	一四、七七八
同 三十七年度				六二、三〇〇	六二、三〇〇	一二五、九七六
同 三十八年度				四九、四〇〇	四九、四〇〇	四四、四〇〇

河川別河川工事費

河川名	起算年度	昭和十六年度		累	
		國庫	地方費	國庫	地方費
河川法施行河川	明治三十五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
宜蘭濁水溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
淡水河	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
頭前溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
後龍溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大安溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大甲溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
烏水溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
曾文溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
北港溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
朴子溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
八掌溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
急水溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二層行溪	同三十一年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

二四

河川名	起算年度	昭和十六年度		累	
		國庫	地方費	國庫	地方費
林邊溪	明治四十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
下淡水溪	同三十八年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
卑南大溪	同三十八年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
花蓮溪	同三十八年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
秀姑巒溪	同三十八年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	(一九)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其他の河川	明治四十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
中港溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
東港溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
呂家溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
沙婆羅溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大里溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
下淡水溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
楠梓仙溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
宜蘭濁水溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
小南澳溪	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大安溪(上流)	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
曾文溪(上流)	同三十四年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

二五

新 興 溪	得 子 口 溪	礦 頭 溪	老 街 溪	鹽 水 溪	南 溪	四 重 溪	鳳 山 溪	楓 港 溪	荷 桐 脚 溪	大 坡 溪	太 巴 六 九 溪	大 甲 溪 (上流)	武 老 坑 溪	宜 蘭 溪	福 德 坑 溪	三 峽 河	阿 公 店 溪
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十 三 年 度	七 年 度	五 年 度	明 治 三 十 五 年 度	明 治 三 十 二 年 度	大 正 八 年 度	明 治 三 十 七 年 度	明 治 三 十 七 年 度	明 治 三 十 七 年 度	昭 和 六 年 度	昭 和 六 年 度	九 年 度	十 年 度					
			九 〇〇〇〇〇〇				六 六 〇〇〇〇〇〇							一 八 六 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇		六 三 六 六 六 〇〇
							三 三 三 〇〇〇〇〇				五 五 〇〇〇〇〇〇				一 六 六 〇〇〇〇〇		
			一 〇 〇〇〇〇〇〇				六 一 一 〇〇〇〇〇〇				五 五 〇〇〇〇〇〇			一 八 六 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇		六 三 六 六 六 〇〇
六 七 六 七 〇	四 四 四 四 〇	三 三 三 三 〇	六 六 六 六 〇〇〇	六 六 六 六 〇〇〇		一 〇 〇〇〇〇〇〇	一 〇 〇〇〇〇〇〇	五 五 〇〇〇〇〇〇	三 三 三 〇〇〇〇〇	三 三 三 〇〇〇〇〇	一 八 六 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇	一 八 六 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇	六 三 六 六 六 〇〇	
四 四 四 四 〇	三 三 三 三 〇	三 三 三 三 〇	六 六 六 六 〇〇〇	六 六 六 六 〇〇〇		一 〇 〇〇〇〇〇〇	一 〇 〇〇〇〇〇〇	五 五 〇〇〇〇〇〇	三 三 三 〇〇〇〇〇	三 三 三 〇〇〇〇〇	一 八 六 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇	一 八 六 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇	一 三 四 〇〇〇〇〇	六 三 六 六 六 〇〇	
一 一 三 三 六 六 〇	六 六 六 六 〇〇〇	三 三 三 三 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	一 一 三 三 六 六 〇	六 三 六 六 六 〇〇	

二六

知 本 溪	下 淡 水 溪 (上流)	水 裡 溪	島 溪 (上流)	ス ボ ン 溪	保 力 溪	港 口 溪	北 港 溪 (上流)	八 掌 溪 (上流)	七 脚 川 溪	猫 羅 溪	計
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十 二 年 度	六 年 度	十 四 年 度	十 五 年 度	十 五 年 度	十 六 年 度	十 六 年 度	十 六 年 度	十 六 年 度	十 六 年 度	十 六 年 度	(三九)
							一 八 〇〇〇〇〇〇		一 〇 〇〇〇〇〇〇	一 〇 〇〇〇〇〇〇	二 五 五 五 五 〇〇
							二 九 九 九 九 〇〇		八 八 八 八 八 〇〇	八 八 八 八 八 〇〇	一 三 三 三 三 三 〇〇
							三 九 九 九 九 〇〇		一 〇 〇〇〇〇〇〇	一 〇 〇〇〇〇〇〇	二 五 五 五 五 〇〇
一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	二 五 五 五 五 〇〇
一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	二 五 五 五 五 〇〇
一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	一 五 五 五 五 〇〇	二 五 五 五 五 〇〇

第四節 工事の効果

一、利益の豫想

本島に於ける治水工事完成の曉には沿岸の決潰及び浸水を免るゝは勿論幾多の

廢川敷即ち新生地となり此の廣大なる利益を生ずるは本島治水事業の特色であつて殊に濁水溪大安溪下淡水溪宜蘭濁水溪烏溪曾文溪頭前溪林邊溪北港溪八掌溪阿公店溪等は最も利益の多い河川である。

今治水計畫當時に於て實地に調査した工事費豫算及び利益豫想調を掲ぐれば左の如くである。

河川工事に因る利益

河川名	工事費	受益地面積			年收獲の増加額	地價額の増減	摘要
		新生地	免洩灌地	免浸水地			
濁水溪	2,500,000	6,000	—	—	1,200,000	1,200,000	北港溪切部分
大安溪	2,500,000	—	—	—	1,200,000	1,200,000	下淡水溪山防附近
淡水溪	2,500,000	—	—	—	1,200,000	1,200,000	同
宜蘭濁水溪	2,500,000	—	—	—	1,200,000	1,200,000	同
烏溪	2,500,000	—	—	—	1,200,000	1,200,000	同
曾文溪	2,500,000	—	—	—	1,200,000	1,200,000	同

下淡水溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	大正十四年調査
鳳山溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	昭和五年調査
頭前溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
中港溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
後龍溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
打那叭溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
大安溪(上流部)	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
大甲溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
濁水溪(上流部)	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
北港溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
朴子溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
八掌溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
急水溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
鹽水溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
二解行溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
林邊溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
阿公店溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
知本溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同
月家溪	10,000,000	2,500	—	—	2,500,000	2,500,000	同

卑南大溪	2,700,000	1,000	1,800	3,000	1,300,000	同	八年調査
秀姑巒溪	2,200,000	800	2,200	3,000	1,300,000	同	
花蓮溪	2,200,000	1,100	2,200	3,000	1,300,000	同	
沙婆羅溪	1,900,000	800	1,900	3,000	1,300,000	同	七年調査
東港溪	1,900,000	1,200	2,200	3,000	1,300,000	同	
計	11,800,000	4,800	11,800	15,000	6,500,000	同	

備考

新生地とは、河川工事の竣工に依つて廢川となるべき地域の内開墾可能地を意味する。

免決潰地及び浸水地とは、河川工事の竣工に依つて決潰潰失及び浸水を免るべき地域である。

三、年收獲の増加額は、工事による年收獲の利益であつて新生地の分は開墾後豫想年收獲金額を免決潰地及び免決水地の分は、工事後の豫想年收獲金額より現在の年收獲金額を控除した残額を計上せるものである。

四、地價の騰貴額は、工事による地價の騰貴額であつて新生地の分は開墾後約十年後の豫想地價より開墾費を控除した残額を免決潰地及び免決水地の分は、工事の豫想地價より現在の地價を控除した残額を計上せるものである。

二、利益の實例

既往河川工事による効果の最も顯著なるものは濁水溪の改修工事である。濁水溪の工事は當初三大派流の内北斗溪及新虎尾溪を締切り西螺溪を本流と爲し、本流は兩岸共西螺附近迄工事を施行する豫定であつて大正九年工事を完成し其の工費

總額三百九十七萬餘圓を要した。其の後更に西螺附近より下流に工事を續行することゝ爲り現在完成されて居る。今此の工事に依つて利益を受ける土地の内北斗溪關係部分に付き調査したる締切工事著手前に於ける狀態大正六年調査と工事完成七箇年後昭和二年調査の狀態とを比較對照すれば左の如くである。

區分	甲數	大正六年調査當時の狀態		昭和二年調査當時の狀態		將來の豫想	
		年收獲地	價	年收獲地	價	年收獲地	價
免決水地	八六六	甲當二二五九	甲當四三三	甲當二二五九	甲當四三三	甲當二二五九	甲當四三三
新生地	一五九〇	甲當一七五九	甲當一〇三三	甲當一七五九	甲當一〇三三	甲當一七五九	甲當一〇三三
計							

浸水を免ぐれた土地の收獲は殆ど豫想以上の増收を見新生地は漸次開墾利用せられて相當の收獲を擧げこれ等の收益のみにても裕に工事費を回收することが出来る。

之等の實例に依つて見るも本島河川事業は國土保全人命保障の點よりするも、將又國家經濟上の見地よりするも甚だ有利であり且つ最も緊急を要する事業である。

ことは最早争ふの餘地なきものと謂ふべきである。

第五節 直轄工事

治水工事

一、頭前溪

本溪は海拔二千六百八十四米の鹿場大山に源を發し新竹平野を貫流する河川であつて流域面積五百六十八方呎流路延長六十一呎最大流量四千七百立方秒米に達し水田約七千五百甲を灌漑して居る。

本工事は新竹州下に於ける頭前溪の派流を締切り亂流を整理し新竹平野に於ける水害を防止する目的を以て工事費入件費を除く四百四十二萬七千二百九十二圓昭和十一年度以降八箇年繼續事業として堤防延長四十一呎の工事を直營に同年七月起工した。而して本年度は起工第六年度にして既定豫算五十九萬六千圓の處財政の關係上實行豫算に於て十七萬八千二百圓を繰延べ之を後年度に追加計上することゝなり工事は前年度に引續き芎林山猪湖、茨下隘口第一號及二十張傘の各築堤

工事を施行し新に苦苓脚の築堤及護岸工事に着手した。

本工事の受益地は約三千六百餘甲に達し工事完成十年後に於ては農産物の年増收價額三十三萬圓地價の騰貴額實に二百二十六萬圓に及ぶ見込である。

而して新竹州は河川法の規程に據り工事費の内百十萬六千八百二十三圓を昭和十一年度以降十五箇年間に於て州より國庫に分納し州は其の一部を受益者に賦課せしむる事にして居る。

二、林邊溪

本溪は高雄州下に於ける下淡水溪に次ぐ一大河川にして海拔三千六十米の北大武山に源を發し幾多の支流と合流し更に潮州郡新埤庄新埤地先で南大武山に發源する力々溪を合せ東港郡林邊庄に至つて海に注いで居る。之が延長四十二餘呎流域面積約三百四十六平方呎餘である最大流量每秒二千五百立方米を有する荒廢河川で而も上流部は頗る息勾配で亂流甚しく沿岸地方は缺潰流失或は土砂を以て埋没又は氾濫して潮州東港兩郡の大半を浸水し之に及ぼす被害亦甚大なるものである。爲めに明治四十四年度以降昭和五年度迄六十八萬餘圓を投じて焦眉の急を要す

る部分に付爾來數十回に互り堤防護岸の新設補修工事を施行したが何れも應急彌縫的工事に過ぎなかつた。茲に亂流を整理して水害の防止産業交通の發展を期するを以て昭和十二年度以降八箇年繼續事業として工費四百五十六萬八千七百八十八圓の豫算で同年七月工事に着手した。而して本年度は起工第五年度にして既定豫算四十五萬圓の處財政の關係上實行豫算に於て十八萬圓を繰延べ之を後年度に追加計上することとなり工事は前年度に引續き佳冬、竹子脚萬隆第二の各築堤及護岸工事を施し其の他林邊築堤の準備に止むる事とした。

本工事完成に因り新生地及免決潰地免浸水地一萬四千四百六十五甲を生じ十年後に於ては農産物の年增收價額百八十萬八千三百四十七圓及地價の騰貴額實に三百二十八萬八千三百四十二圓の巨額に及ぶ見込である。

而して高雄州は河川法の規定に據り工事費の内百十四萬二千百九十七圓を昭和十二年以降十箇年間に於て國庫に分納し州は其の一部を受益者に賦課せしむる事になつて居る。

三、北 港 溪

本溪は阿里山脈大尖山に源を發し臺南州下の平野を曲流する本島重要河川の一にして幹川延長八十三浬流域面積七百五十一萬浬最大流量每秒二千二百立方米を有し、古來殆んど河川工事を施行されたことのない原始的荒廢河川である。中流以下は嘉南大圳灌溉區域内に在つて比較的緩流なるも河岸及河床を構成する土質頗る脆弱にして河床の起伏常なく洪水時に於ては浸水區域頗る廣大に互る爲めに沿岸の土地村落を決潰流失し交通杜絶する許りでなく折角完成した嘉南大圳も斯くては其の機能全きを得ざる状態であるから茲に河身を固定し氾濫を防禦して土地の決潰流失及浸水の害を防止する目的を以て昭和十四年度以降十箇年繼續事業として河口より約二十八浬の區間に互り堤防を築造するものであつて同十四年九月工事に着手した。

本年度は起工第三年度にして既定豫算五十萬圓の處財政の關係上實行豫算に於て二十五萬圓を繰延べ之を後年度に追加計上する事となり工事は前年度着工の東石口湖の築堤を進捗せしめ六脚堤防は一時中止する事とした。

本工事の完成後に於ける免決潰地免浸水地及新生地は約一萬四千八百六十六甲に達し農産物の年增收價額百四十六萬三千五百一十一圓地價の騰貴額實に五百六十萬

二千六百五十六圓の巨額に及ぶ見込である。

本工事に要する総工費五百四十萬圓(人件費を除く)であつて河川法に據り臺南州は其の内工事費の百分の三十即ち百六十二萬圓を昭和十四年度以降十箇年間に於て州より國庫に分納し州は更に其の一部を受益者に賦課せしむる事になつてゐる。

四、八 掌 溪

本溪は阿里山脈奮起山に源を發し臺南州下の平野を曲流する一重要河川にして幹川延長七十四軒流域面積四百七十八軒、最大流量毎秒一千八百立方米を有し古來河川工事として殆んど施行したことの無い原始的荒廢河川であつて、中流以下は嘉南大圳灌漑區域内に在つて比較的緩流なるも河岸及河床を構成する土質頗る脆弱にして河床の起伏常なく洪水時に於ては浸水區域頗る廣大で其の被害年々甚大なるものがある。依て河口より約二十二軒の區間に互る堤防を築造して河身を固定し氾濫を防禦して土地の決潰流失及浸水の害を防止する目的を以て昭和十四年度以降八箇年繼續事業として同十四年九月工事に着手した。

本年度は起工第三年度にして既定豫算四十萬圓の處財政の關係上實行豫算に於

て二十萬圓を繰延べ之を後年度に追加計上することとなり工事は前年度着手の過路子築堤、溪州子寮築堤及護岸工事を進捗にする事に止めた。

本工事の完成後に於て免決潰地、免浸水地及新生地は一萬四千四百二十甲に達し之に伴ふ農産物の年增收價額百三十六萬二千十四圓、土地の騰貴額實に五百二十三萬五千三百七十四圓の巨額に及ぶ見込である。本工事に要する總工費四百七萬圓(人件費を除く)であつて河川法に據り臺南州は其の内工事費の百分の三十即ち百二十二萬一千圓を昭和十四年度より十年間に於て州より國庫に分納し州は更に其の一部を受益者に賦課せしむる事になつてゐる。

五、阿 公 店 溪

本溪は高雄州下岡山旗山兩郡界を扼し阿里山脈の南端部に連る山陵地帯に源を發し西流して岡山地先に於て大岡山より發する支川生蕃來溪と合流して海に注ぐ幹川流路の延長三十八軒流域面積約百五十三立方軒にして内八割は平地で一度洪水時に際會せば浸水區域頗る廣い範圍に涉り之が爲め縱貫道路の交通杜絶は勿論論貫鐵道の運轉を休止すること年々一再ならず土地の決潰流失或は人畜農作物等

の被害亦甚大なものである。昭和十年三月準用河川に編入し州知事の管理に属する事となり昭和十一年度より州に於て國庫補助を仰ぎ岡山街及彌陀庄地先に捷水路工事を施行せるも其の効果僅か應急彌縫的なものに過ぎなかつた。然るに當地は根本的改修の必要に在る現狀に鑑み之が工費三百萬圓にて其の内百八十萬圓は國庫の補助とし外に人件費二十五萬一千三百十三圓の豫算で昭和十四年以降五箇年繼續事業として上流部小岡山々麓に於て本流を横切り堰堤延長百三十米を築造し貯水池として出水時の洪水量を調節すると共に一舉に防水利水を計り下流部は河道を開鑿矯正し兩岸に防水堤防延長六千八百七十米、護岸延長一萬四千五百五十米の工事を施行する事となつたが本工事は其の性質上技術的將又物的諸設備の關係よりして州に於て施行困難の事情にあるを以て明治三十年法律第三十七號の規定に依り臺灣總督に於て全部を直接施行する事とし昭和十四年十月着手した。而して本工事は國庫は州に對し工費の六割相當額即ち百八十萬圓を一旦補助し、州は更に總工費即ち人件費と共に國庫に納入せしむるものにして國は之を歲出豫算治水事業費に計上したのである。

本年度は起工第三年度にして既定豫算額七十萬圓の處財政上及物資關係を以て

實行豫算に於て四十九萬圓繰延べの已むなきに至り本年度の豫算二十一萬圓となり前年度より工事を中止し専ら資材入手に力を注ぎたるに稍々之れが見透し付きたるに依り本年下半期より再び堰堤工事に着手之が進捗中である。

本工事完成後は新生地免流失地免浸水地五千二百二十八甲を生じ農産物の年增收價額四十二萬七千九百九十三圓及地價の騰貴額實に百八十六萬七千八百七十一圓の巨額に及ぶ見込である。

本工費に對し河川法に據り高雄州の負擔百二十萬圓の内一部を昭和十四年度以降六箇年に於て受益者に負擔せしむる事になつてゐる。

維持工事

一、宜蘭濁水溪

宜蘭濁水溪治水工事は昭和四年に起工し國幣五百餘萬圓と九箇年の歲月を費し昭和十二年五月に竣功したので之に因り河狀に一大變化を來すので之に對應すべき既設工作物の補強工作或は河道の付替等常に深甚の注意を必要とするので改修

後相當期間は所謂完全なる維持工事を施行すべきに依り、之が維持工事を昭和十二年度より十箇年繼續事業として工事費總額六十六萬九千八百圓の豫算成立を見るに至つた。本年度は起工第五年度にして破布島堤防補修工事外九箇の護岸制水工を施行したが、尙昭和十五年十月初旬稀有の大洪水に襲はれ三星堤防の一部四千米餘の決潰流失の被害を受け、之が復舊するに別途災害費として四十萬六千圓の豫算を以て復舊工事を起し本年五月竣功せしめた。

而して維持工事費に對しては所轄臺北州は河川法の規定に據り總費額の百分の五十即ち三十三萬四千九百圓を昭和十二年以降十箇年間に於て州より國庫に分納する事になつて居る。

二、下淡水溪

下淡水溪治水工事は昭和二年起工し十一箇年の歳月と一千餘萬圓の國帑を投じ、昭和十二年度に竣功し屏東平野一圓二萬五千餘甲の免被害地を生じたるも所謂改修河川は之に因り一大變化を來たすので之に對應すべき既設工作物の補強工作として昭和十三年度から向ふ十箇年に互る繼續事業として總工費百六十一萬圓を以

て維持工事に着手したのである。

本年度は起工第四年度にして前年度に引續き林園、土庫、里港及鹽埔各堤の護岸維持工事を施行せし外新に之等各堤防の護岸工事を施し尙昭和十五年九月稀有出水に林園、土庫及鹽埔各堤に甚大の被害を受け災害費六十一萬四千圓に及び之が復舊工事施行中再び十六年十月の風水害に依り各堤共被害を受けたが災害費豫算を以て年度内に竣功せしむる事を得た。

而して維持工事に對しては所謂高雄州は河川法に據り總費額の百分の五十即ち八十萬五千圓を昭和十三年度以降十箇年間に國庫に分納する事になつてゐる。

三、烏溪

烏溪治水工事は昭和六年起工し總工費五百六十三萬六千餘圓を投じ昭和十四年度に豫定計畫の工事を竣功し之に因る浸水決潰を免れ及新生地は約四千九百餘甲を生じ地價の騰貴額四百八十二萬餘圓に達する見込である。

而して是等改修河川の維持工事を施行を必要とするは已に宜蘭濁水溪、下淡水溪等に於て述べた通りで本溪も昭和十五年度から向ふ十箇年に互る繼續事業とし總工

費百十二萬七千圓を以て維持工事に充當し本年度は其の次年度にして前年に引續いて霧峯、芬園、田中央、大肚及龍井各堤の護岸水制の補強工を施し新に和美堤防の護岸制水工に着手し目下施行中である。

本維持工事費に對しては所轄臺中州は河川法の規定に據り其の百分の五十を昭和十五年より十箇年間に國庫に分納する事となつてゐる。

四、曾文溪

曾文溪治水工事は烏溪と同様に昭和六年度の起工にして總工費は四百萬三千餘圓を費し昭和十四年度に豫定の通り竣功し之に因る免浸水、免決潰地及新生地は二萬五千三百九十甲を生じ地價の騰貴額百九十八萬餘圓に達する見込である。而して本溪の維持工事は昭和十五年より向十箇年に互る繼續事業にして總工費八十八萬七千六百十圓を以て工事に着手し本年は起工第二年度として前年に引續き安定第一、青草崙第一各堤の護岸水制工事を施行し新に七股麻豆第一の護岸制水工事に着手し目下繼續施行中である。

本維持工事に對しては所轄臺南州は河川法の規定に據り工事費の百分の五十を

昭和十五年より十箇年間に國庫に分納する事となつてゐる。

第六節 河川と灌溉

本島の河川は前述の如く河床の勾配急であり且山麓より海岸に至る耕地面も亦相當の傾斜で海潮の干満の影響が比較的少いから良く自然の流下に依り灌溉される。然るに雨量の多いことは殆ど他に比を見ない状態であるので雨期に於ける流量遽かに増加するに反し、渇水期即ち農耕上最も多量の水を要する時期に於ては却つて流量少く、往々にして灌溉用水に不足を告ぐることがあるのは甚だ遺憾である。今本島に於ける昭和十六年末の耕地面積を見るに八十八萬七千四百四十二甲であつて、内五十四萬六千四百六十六甲は水田であり三十四萬一千九百九十六甲は畑地である。尙今後の河川整理、東海岸地方殊に然りに依つて相當廣大なる耕地を得らるべき見込がある。而して現在全耕地の六割以上水田と爲し得る状態にあるが既に各河川は概ね灌溉に利用せられて居るので、今後渇水期の灌溉には特殊の施設を爲すにあらざれば例へば伏流の取入設備若くは嘉南大圳に於ける珊瑚潭或は桃園大圳に於て二百十箇の溜池を築造して調節し、又は水源地帯の涵養積極的に施設するが如し、河

水を取入れて直に灌溉するが如き餘裕幾何もなき有様であるが當局に於ては極力斯業の合理的計畫に厥心してゐる。

第七節 河川と法令

清朝當時の治水制度としては會典及ば會典事例並工部則例等の法典があつたが當時の爲政者は極めて消極的な治水策を有するに過ぎなかつた交通上に於ては河川は兵馬の足を限り、賊匪を拒ぎ匪蹤を驗偵するに便ありと爲すが如き誤まれる見解に囚はれて居た爲に、圳頭の引水施設等の如き埤圳との交渉を外にしては僅かに局部的の浸水決壊に對して防護工事を施したのみで、爾餘は殆ど自然の儘に放擲し氾濫横溢に委して顧みざるの狀態であつた。

我が領有となるや徹底的に之が整理を行ひ以て永久的に禍根を絶つに非ざれば百般の事業の企圖に對して多大の障害あることを認めたるも、財政及び其の他の關係にて積極的に工事を施行する能はず唯應急又は復舊工事を施行するのみであつた。明治三十二年に至り律令第二十五號海面埋立並に海埔浮洲埋立開鑿に關する件を制定し、之を河川にも準用することゝし又明治四十五年に臺灣總督府河川調査

委員會規則を發布し翌大正二年に委員會を設け水源の調査河身の改修、流量の測定等鋭意之が調査に任ぜしめた。尙同年六月府令を以て臺灣河川取締規則を發布し堤防護岸水制等河川の現況に變更を來すべき施設又は除却を爲さんとするものは臺灣總督の許可を受けしむことゝし復舊工事を要する場合は届出を爲すべきこと等を規定し之を淡水河外二十六河川に適用した。

然れども治水に關する積極的工事を起し河川行政の實を擧ぐる爲一層安全なる法規を制定するの必要に迫られたので、昭和三年四月十八日勅令第六十三號を以て行政諸法臺灣施行令中一部を改正し内地に於ける現行河川法に若干の特例を設け之に附屬法令として府令を以て河川法施行規則を制定し昭和四年二月一日より淡水河外十八河川に適用し鳳山溪外二十八河川及日月潭の水面に河川法の一部を準用することゝなつた。而して特例の要點は河川法適用河川は臺灣總督之を管理することゝし其の費用は原則として國庫に於て負擔するも一部は之を州又は廳に負擔せしめ負擔を命ぜられたる州又は廳は更に其の一部を受益者に負擔せしめ得ることゝした。尙河川法準用河川は知事廳長に管理せしめ其の費用は州又は廳に於て負擔し其の幾分を國庫より補助し得ることゝした。

第三章 水利事業

第一節 沿革

本島は熱帶溫帶に屬し氣候風土自ら稻甘蔗の耕作に適してゐる。従つて灌溉水利の施設に就いては往時より相當に考慮せられて居たが其の水利行政たるや無法亂脈にして單に爲政者の利便に左右さるゝ性質の物であつた。

當時の埤圳(人工的灌溉施設の貯水池水路を埤或は圳と稱し或は埤圳と稱した)は資本を備へた私人の起工にして其の區内一般の人民は起工者即ち認定された埤圳主と締結した章程に従ひ更に埤圳主は直接官府の行政命令を仰ぐものであつた。當時は之を諭告と謂ふたが是れ所謂埤圳の保護監督上の最も徹底せる行政命令であり又之が爲政者の水利統制上の一大效力を持つてゐた譯であつた。然し其の經營は概ね私人に屬し其の施設も極めて不完備のものであつた。領臺後に及んで等は私人の施設經營を其儘放任することは水利事業の正當なる發達を阻害し且公共の利害關係に立つ埤圳は到底私人經營に放置すべからざるを認め總督府は明治

三十四年に臺灣公共埤圳規則を定め又大正十年に臺灣水利組合令を制定し之が指導監督に當つた。更に進んで莫大なる工費を要し關係農民の負擔に堪へ得ないもの又は荒蕪地で農民無き地方の爲に明治四十年二十二萬圓の豫算を以て政府自ら埤圳改良工事(荊仔埤圳)を施行した。次いで四十一年に官設埤圳の制度を設け總豫算三千萬圓の特別事業費を以て十六箇年繼續事業として全島十四箇所の埤圳改修工事を施行し附帶事業として關係河川の水力を利用し五箇所の發電所を設置するの計畫を樹て工事に着手したが財政其の他の關係上數次の事業計畫變更に遭つて施設範圍を埤圳六箇所發電所三箇所に限定し繼續事業年度を大正十四年度迄十八箇年に工費豫算千九百五十七萬九百三十圓に改訂し同十五年に至り全部の竣功を見た。

左に是等工事の概要を掲記する。

官設埤圳工事の概要

工 事	起 工	竣 功	工 事 費	備 考	要
荊仔埤圳工事	明治四十三年度	明治四十四年度	三六六萬圓	灌溉排水甲 馬力數は發電 機(元來中興公共埤圳荊仔埤圳に排水設備を 施工したるもの)	

藤仔頭圳工事	同 四十一年度	同	七年度	三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
后里圳工事	同 四十二年度	大正二年度		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
下淡水溪	同 四十四年度	同		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
八塊厝中橋附近	大正五年度	同 十四年度		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
埤圳工事	同 十四年度	同		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
藤仔頭電氣工事	明治四十一年度	同 二年度		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
大甲電氣工事	同 四十三年度	同 元年度		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの
電氣工事	大正元年度	同 七年度		三、四九、五五二	元阿蘇縣公共埤圳藤仔頭圳に改修を加へたもの

政府は前述の如く直營にて埤圳工事を施行すると共に、他方明治三十四年以來公共埤圳組合及び水利組合の工事に對して組合の財政及び組合員の負擔能力を考慮し、國庫又は地方税中より補助を與ふることとし、嘉南大圳の如きは大正九年度より昭和五年度迄の十一箇年間に二千六百七十四萬の多額を國庫より補助した。かくの如き總督府の積極的政策に依つて本島の水利事業は異常の發達を遂げ、灌漑排水面積は逐年増加し明治三十七年三月末に於て十五萬五千百十二甲であつた。

ものが、昭和十七年三月末に於ては五十五萬九千九百四十一甲になつた。而して之が既往施設中には尙相當改善を要すべきもの尠なからず、其の他全島に亘つて水利施設のみに止らず進んで砂防沙止、防風等の土地改良施設を加へるに於ては荒蕪の土地をも完全なる耕地と化し著しく生産を増加し産業振興上寄與する所甚大なるものがある。殊に十一箇年土地改良事業昭和十八年米穀年度米穀増產水利施設、水利組合の合併私設埤圳の整理等は水利事業の統制及土地改良並び之等施設を全からしめんとするものである。尙現在に於ける全島灌漑排水面積及び明治三十八年度以降耕地面積との消長を表示すれば次の如くである。

灌漑排水面積 (昭和十七年三月末現在)

地方	水利組合	公共埤圳組合	認定外埤圳	總計
臺南	數 面積	數 面積	數 面積	數 面積
臺南	10 八、〇〇〇	1 一、〇〇〇	1 一、〇〇〇	12 一〇、〇〇〇
新竹	10 八、〇〇〇	1 一、〇〇〇	1 一、〇〇〇	12 一〇、〇〇〇
台中	10 八、〇〇〇	1 一、〇〇〇	1 一、〇〇〇	12 一〇、〇〇〇
台南	10 八、〇〇〇	1 一、〇〇〇	1 一、〇〇〇	12 一〇、〇〇〇

及び埤圳主を以て利害關係人と爲し規約を設けて相互の權利關係管理上必要な事項等を定め管理者を置いての埤圳經營に當らしめ規約豫算並に埤圳の改廢及び變更に就ては總督の認可を受けしむる等の監督方法を規定する。公共埤圳の利害關係人は行政官廳の認可を経て組合を組織するもので現在公共埤圳組合は法人として管理者之を代表する。

管理者は原則として規約に定めた方法に依り選拔されるが、州知事が必要と認むるときは之を指定し或は自ら代つて管理するを得るの定めであるが現在後者に屬するもののみである。經費は主として其の灌溉排水の利益を受くる者が負擔する水租を以てし、水租は當初協定した一定額に依り濫りに變更を許さないが、灌溉地の擴張に伴ひ水路や工作物の規模に擴張の必要起るか若くは災害復舊等の必要に迫まられ之を變更増加する場合が多い。工費の巨額を要するものは知事の認可を受け一時起償の上之を支辨し、數年に亘つて償還するが總督府は是等の經營に對し監督を爲すと共に埤圳永遠の利益となるべき企業に對しては其の計畫の大小民力の強弱等を斟酌して工費の幾分を補助し以て之が發達を圖つてゐる。

二、官設埤圳

其の後時運の進展に伴ひ政府は單に灌溉事業に對し保護監督を爲すに止まらず更に歩を進めて自ら其の施設經營を爲すの必要を認め明治四十一年二月律令第四號を以て官設埤圳規則を制定した。

(一) 灌溉の便を缺く地方に灌溉用水路を開鑿すること、

(二) 在來の灌溉施設を改修し其の普及を計ること、

(三) 附帶事業として溪流の落差を利用の水力電氣を起す等の計畫の下に總督府

直營の水利事業を施設すること、

前に述べた如く後里圳、荊仔埤圳、獅仔頭圳等の直營工事を施行した。かくて成立した埤圳を官設埤圳と稱する。而して是等の埤圳施設は公共の用に供するものに付き地方經營に移すを適當と認め大正九年各其の所在地の州に譲渡、州は大正十年度之を公共埤圳に認定し更に大正十一年度水利組合に組織變更されたので現在は官設埤圳として政府自ら經營するものはない。

三、水利組合

斯く灌溉排水事業は大體圓滑に行はれて來たが政府は更に其の經營の堅實と監督の徹底とを期しその効果を増進せしめんが爲大正十年十二月律令第十號を以て臺灣水利組合令を發布した。翌十一年五月府令第二百二十三號を以て同施行規則を設け公共埤圳規則と併行することとなり、在來の公共埤圳で特殊の事情の存するもの、外は水利組合に組織を變更せしむる方針を以て進み克く統一の目的を達することを得た大正十二年三月末に於て其の數百六十三灌溉排水面積十五萬六千八百八十甲であつたが昭和十三年三月末には其の數百六十六灌溉排水面積二十五萬八千七百八十六甲に増加した。然るに昭和十三年年度以降水利組合の合併、私設埤圳の整理に依り昭和十七年三月末現在に於て其の總數四九灌溉排水面積三十九萬八千七百二十六甲となつた。

從來官設埤圳及び公共埤圳は灌溉排水を目的とするが、本令に依る組合に規定の定むる所に依り灌溉排水又は水害豫防を目的として設置し得るもので、其の設置に關しては原則として組合員たるべき者五人以上創立者と爲り、組合規約を作り組合員たるべき者の總數の二分の一以上に當る者にして且つ組合區域と爲るべき土地の總面積の三分の二以上に當る土地を所有する者を含むもの、同意を得て臺灣總

督に其の認可を申請し、其の認可と同時に成立するものであるが例外としては公共埤圳組合又は官設埤圳水利組合を水利組合と爲さんとするときは組合總會の決議を経て組合規約を定め臺灣總督の認可を受けて成立するものである。尙二以上の水利組合が共同事業を爲すの必要あるときは各組合評議會の諮問を経て、聯合會規約を作り臺灣總督の認可を受け設置することが出来る。但し本令に依る聯合會は公共埤圳聯合會に於ける事務の共同處理と異り共同事業を爲すものである。

次に組合區域及び組合員に就いて云へば組合は事業の爲め利益を受ける土地を以て區域とし組合規約の定むる處に依り土地、家屋、其の他の工作物を所有する者及び臺灣總督の指定する其の區域内の質權者又は土地の主產物を原料とする製造業者或ひは國有地の小作人又は國有未墾地の貸附を受け若くは賣渡の豫約を受けた者を以て土地の所有者と看做し之等に該當する者を組合員とする。組合は組合長を置き組合を代表せしめ任期は四年とし、組合區域が二以上の州又は廳管轄區域に亘る場合は總督、其の場合には知事又は廳長之を命じ原則としては無給であるが組合規約の定むる所に依り有給と爲すことが出来る。又組合の事務に關し組合長の諮問に應ぜしめる評議會を置き、組合長及び組合員中より互選せられた評議員並に

官選議員を以て組織するのである評議員は無給とし其の任期は四年である。組合費及び夫役現品は組合員の負擔である事は勿論であるが水害豫防を目的とする組合又は灌漑排水及び水害豫防を目的とする組合に在つては、水害豫防上必要ある場合に限り其の區域内に居住する組合員でない者に對し夫役を賦課し得る事を規定して臨時突發の場合に願せしめる。

組合費及其の他の徴收金は地方公共團體に其の徴收を委託することを得せしめ是等に對する徴收方法は國稅の例に依らしめ、組合費、夫役現品、加入金、過怠金又は使用料の賦課徴收に對し違法又は不當と認めたときは異議の申立を爲し得る事等を規定されてゐる。組合は第一次に於て郡守、市長、第二次に於て知事又は廳長、第三次に於て臺灣總督之を監督する。但し組合區域二以上の郡市に亘る場合は、第一次に在つては知事又は廳長、第二次に在つては臺灣總督、組合區域二以上の州又は廳の管轄區域に亘る場合は臺灣總督之を監督する。

組合設置後總督の認可を受くべき事項は

- (一) 組合規約を變更すること
- (二) 借入金爲し其の借入方法、利率及び償還方法を定め又は之を變更すること

(三) 組合の事業計畫を定め又は之を變更すること

(四) 組合の合併、廢止、分割又は區域の變更を爲すこと

右(一)、(三)の事項中輕易なるものは知事又は廳長をして認可せしめ、又は全然認可を受けしめないことになつて居る。尙次の諸項は孰れも第一次監督官廳の認可を受くべき事項である。

(一) 不動産の管理方法及び處分に關すること

(二) 積立金品の設置、管理方法及び處分に關すること、積立てたる目的の爲め處分する場合を除く

(三) 寄附又は補助を爲すこと

(四) 豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと

(五) 加入金の徴收を爲すこと

(六) 繼續費を定め又は之を變更すること

(七) 歳入出豫算を定むること

尙水害豫防組合及び水利組合聯合會の組織は未だ見ない。

四、認定外埤圳

認定外埤圳とは公共埤圳の認定を受けない又水利組合の経営でもない單なる私人經營の埤圳である。是等公共の利害に關係の少い自己の田畑に灌漑する小埤圳であるが、其の施設は水利及び七地に及ぼす影響が相當にあるので新設に關しては行政官廳の認可を受けしめることとした。其の管理に就いては施設者又は埤圳關係者が直接之を爲すものであるが、官公設埤圳普及の刺激と農業の發達に伴ひ益々發展してゐる。就中前年の實數に比して減少したるは公認の水利組合に合併したので昭和十七年三月末に於ては其の數三百九十、灌漑排水面積は二萬一千二百四十九甲になつてゐる。

第三節 水利事業の助成

一、低利資金の供給

本府は公共埤圳組合又は水利組合の埤圳新設或ひは擴張の舊債償還等の爲必要ある場合に低利資金の融通を爲し之を助成しつゝある。

本年度に於ては之が融通を爲したるものなし、尙現在水利團體の事業資金は殆んど起債に依るものであつて之が利率の高低は直接の經營に重大な影響を及ぼすので經營者が等しく苦慮する處であるが漸次低利資金の融通を爲し農民負擔の輕減を圖つてゐる。

二、國庫補助金下附

公共埤圳組合又は水利組合の事業にして巨額な工事費を要し組合員の負擔重きものに對しては前述の如く、國庫より補助金を下附し之が助成に努めつゝあるが從來嘉南大圳には二千六百七十四萬圓宜蘭第二水利組合の排水工事に對しては三萬圓、新莊水利組合には六萬二千二百餘圓曹公水利組合には十萬九千二百餘圓を補助した。

昭和八、九兩年度に於ては廳地方費に對し卑南圳改修工事費として七十四萬九千七百圓を補助し更に之が工事中昭和九年九月颱風の災害復舊費補助として三萬四千四百四十七圓を昭和十年八月再度の颱風に襲はれ更に二萬七千四百七十六圓を夫々補助した。昭和十年度に於ける震災々害復舊補助として后里圳水利組合に對

六〇
して二萬九千八百八十九圓、竹東水利組合に一萬圓、竹南水利組合に一萬八千八百圓を夫々補助した。

又現在に於ては生産擴充上耕地造成の爲本島干拓事業の嚆矢を爲す臺灣拓殖株式會社に對し之が助成獎勵の爲め昭和十三年度に八萬圓、昭和十四年度に二萬五千圓を補助した。尙米穀増産を企圖すべく昭和十五年度豫算に於て昭和十六年米穀年度米穀増産土地改良事業に二百十七萬餘圓、昭和十六年度豫算に於て十七米穀年度に二百九十一萬餘圓、昭和十七年度豫算に於て十八米穀年度に二百十五萬五千九百五十圓の補助金を計上し事業主體たる全島水利團體を指導督勵中である。外に新竹水利組合、竹東圳改修工事に對しては昭和十五年より三箇年間總事業費十二萬四千圓中純工事費の半額五萬四千八百六十四圓を三箇年に分割した國庫補助に依り導水路補強工事施行中である。尙十一箇年土地改良事業中の鹽埔地方土地改良事業外十箇所に對しては後節に於て述ぶる如く國庫直營工事又は國庫補助を以て夫々工事進行中である。

三、水利統制調査

水利の統制及擴充強化は前述の如く水利の新施設擴張或ひは改善を要するもの多く、是等は地勢又は水源等の關係上施設區域方法等に就て特別の考慮を拂ひ一方のみならず一般に水利を普及せしむる様之が統制を爲し、物資動員計畫と相呼應して實踐すべき重要農產物増殖計畫或るは此等農產物を原料として其他時局關係新興工業の發展とに伴ふ水力發電事業、水道用水等需給關係を徹底的に調査し以て綜合的合理的利用の計畫を樹立し水利の統制を要する事態に切迫して來たので之が具體的方策としては先づ水の需要方面として其の大部分を占むる埤圳の現況を調査して埤圳臺帳を作り、同時に水利權の歸屬を公定せしめ共に水の供給方面に於ける重要水源の河川流量を測定して水量を詳細適確に把握し此の需給兩方面の調査を根幹として徹底せる水利統制及擴充強化を實施する爲め、昭和十四年度豫算に於て本調査費として七萬三千六百一十一圓の計上を見、又同年度より向ふ十箇年を以て之が完成を期すべく著々進行中である。

四、土地改良關係法令の制定

耕地の廣狹並に其の消長は直接生産力の増減を來し、衍ては物資動員計畫上重要

な農産物資生産力増充強化に至大な影響を及すものである。本島に於ても此の新事態に則應する爲め総合的重要農産物の増殖計畫が樹立實施され現下の耕地に於ける状態を鑑み之が速に内地の耕地整理法或は朝鮮の土地改良令の如き土地改良に關する法令を本島に制定施行して耕地の利用價值を増進すると共に農業經營の合理化を企圖すべく昭和十四年度以降當局に於て七千四百八十八圓を計上し之が法令の制定を急ぎ目下立案審議中である。

五、十一箇年土地改良事業計畫

本島の水利事業は近年著しく整備擴充されたと雖も之を詳細に検討するに尙幾多改良並に擴張の餘地あるを認め、本府に於ては從來灌漑及排水事業計畫調査を以て全島に於ける五百甲以上の集團地域にして灌漑及排水施設を爲すことに依り兩期作田一期作田又は輪作田と爲し得る土地の基本的概要調査を爲せるもの、内より工事實施可能見込確實なるもの二十二萬五千八百八十三甲を選択して之を第一期計畫として十一箇年土地改良事業計畫なるものを樹立し昭和十五年度から之が實施計畫調査を行ひ調査せる箇所より逐次後述の土地改良事業の實施を爲すもの

にして之が事業效果は事業費一億二千四百餘萬圓に對し完成後五年目に當る昭和三十年一箇年間の米増収量約百六十萬石にして其の耕地面積は前期水稻作二萬二千餘甲、後期水稻作四萬六千餘甲、甘蔗作二萬二千餘甲の増加を見る豫定にして米穀管理事業の目的たる重要農作物の確保を期し得るものである。

六、土地改良事業

十一箇年土地改良事業計畫中既に實施計畫調査完了した次の各地方に對し昭和十五年度或は昭和十六年度より著手したもの、概況左の如し。

1. 鹽埦地方土地改良事業

下淡水溪治水工事の完成に依り浮覆した新生地である鹽埦地方の官有集團地と隣接又は介在する利害關係共通の民有地合計一萬五千三百六十二甲に對し耕地造成並に立體的利用價值増進の基礎的施設である處の土地改良事業を昭和十五年より三箇年繼續事業として施行中の處昭和十六年度に於て一箇年繰延へ四箇年となつた。本事業費總額三百五十一萬八千餘圓に對し之が完成後の年増收額三百三萬八千餘圓土地價格の騰貴額一千二百九十五萬七千餘圓に達する見込

である。

2 三星地方土地改良事業

本事業は宜蘭濁水溪治水工事完成に依る新生地並に利害關係地合計四千三百五十一甲に對し水源を宜蘭濁水溪に求め灌漑を施さんとするものであつて昭和十五年より三箇年繼續事業として工事施行中の處昭和十六年度に於て事業期間を一箇年繰延へ四箇年となつた。本工事費總額百五十萬八千餘圓にして事業完成後の年增收額六十八萬三千餘圓、土地價格の騰貴額三百四十萬餘圓に達する見込である。

3 高雄地方土地改良事業

本事業區域は鳳山郡高雄市岡山區に跨る曹公水利組合區域及其の隣接地二萬三百二十四甲に對し水源を下淡水溪に求め揚水機の設備をして區域全般の農作物に合理的灌漑をし尙既灌漑區域と雖も排水不良なるものは排水路の改善を併せて行はんとするもので昭和十六年度より五箇年繼續事業として事業費總額五百八十七萬五千餘圓にして事業完成後の年增收額二百二十五萬五千餘圓土地價格の騰貴額二千七十六萬六千餘圓の見込である。

4 竹南地方土地改良事業

本事業地は一千六百四十甲で從來灌漑施設のない原野山林及畑作地一千二百四十甲と灌漑不充分なる土地四百甲に對し中港溪支流峨眉溪を水源として貯水池灌漑排水用導水路幹線支線工事を昭和十六年度より四箇年繼續事業として施行せんとするもので事業費總額二百八十七萬九千餘圓にして事業完成後の年增收額五十七萬三千餘圓、地價騰貴額三百六十八萬餘圓の見込である。

5 二林及虎尾地方土地改良事業

本事業區域は即ち濁水溪護岸工事完成に依る新生地の内北斗郡二林街沙山庄及員林郡溪湖街彰化郡福興庄地内に在る關係面積二千百十七甲で昭和十六年度より三箇年繼續事業として二林地方は麥興厝溪及萬興排水を虎尾地方は耕地内四箇所に井筒を沈下し地方水を集めポンプにて揚水し灌漑を行はんとするものである事業費總額六十八萬四千餘圓にして事業完成後の年增收額四十二萬九千餘圓となる見込である。

6 鳳林地方土地改良事業

本事業區域は花蓮港廳下萬里橋地方及鳳林地方の花蓮溪支流萬里橋溪兩岸に

在る關係面積は三千五百六十七甲にして萬里橋溪に護岸工を施し耕地の安全を確立すると共に灌溉排水工事を實施せんとするものである。昭和十六年度より五箇年繼續事業として事業費總額三百十三萬八千餘圓にして工事完成後は兩期作田五百五十二甲、單期作田六百五十九甲、三年輪作田二千三百五十六甲となり年增收額百萬餘圓、地價騰貴額六百七十九萬九千餘圓の見込である。

7 八堡圳土地改良事業

本事業は八卦山地帯の集水面積一萬五千甲よりの惡水を排除する爲鹿港溪の根本的改修をして之を排除すると共に三箇所に新設排水門を設け從來本溪を水源とする灌溉區域たる臺中州員林彰化兩郡に用水量の充足を圖り灌溉の合理的施行により七千八百八十三甲餘の立體的利用増進を爲さんとするもので本事業は八堡圳水利組合主體となり昭和十六年度より四箇年繼續事業として總事業費三百九十萬六千九百圓にして(内國庫補助百九十五萬三千四百五十圓)事業完成後の年增收額五十五萬一千餘圓、地價騰貴額三百六十八萬九千餘圓と豫定せられる。

8 斗六地方土地改良事業

本事業關係面積二萬八百四十九甲(受益面積一萬七千七百五十三甲)にして水源を濁水溪より引水し灌溉排水工事を施行することに依つて單期作田五千四百三十一甲、三年輪作田一萬二千三百二十二甲の水田の擴張を圖るもので、本事業は嘉南大圳組合、斗六郡水利組合、嘉義郡水利組合の共同經營とし昭和十六年度より五箇年繼續事業として總事業費一千二百七萬一千五百圓(内國庫補助六百三萬五千七百五十圓)にして事業完成後に於ける年增收額五百二十九萬餘圓、地價騰貴額四千二百十四萬餘圓の見込である。

9 新港地方土地改良事業

本事業地は臺南州北港郡下海埔地で昭和十二年に起工した新港干拓工事第二期擴張工事で事業面積二千二百六十四甲に對して干拓工事及灌溉施設を爲し給水源は鑿井による地下水及嘉南大圳牛挑灣排水路の餘水をポンプ揚水に依り一千六百六十、七甲の耕地に導入灌溉を行ふもので、兩期作田九百一十一甲、單期作田七百五十六甲を造成せんとする。本事業は昭和十六年度より八箇年繼續事業として臺灣拓殖株式會社の經營にて總工事費四百九十萬圓(内國庫補助二百四十五萬圓)を投し施行するものである。工事完成後の年增收額九十五萬三千餘圓、土地騰

貴額五百五十一萬五千餘圓の見込である。

10 崙背地方土地改良事業

本事業は臺南州虎尾郡崙背庄海口庄地先の海埔地竝に官有原野五千九百六十一甲に對して干拓工事を爲し四千二百二十七甲の耕地を造成し水田として利用せんとするもので給水源は濁水溪及新虎尾溪の二河川と許厝寮排水竝に有寮排水の二大埤水路に求め兩期作田一千六十九甲、單期作田三千五十八甲を造成するものである。本事業は昭和十六年度より九箇年繼續事業として臺灣拓殖株式會社及大日本製糖株式會社の共同經營で總事業費八百八十八萬三千圓、內國庫補助四百四十四萬一千五百圓、十五箇年分割補助にして事業完成後の年增收額百九十九萬三千餘圓土地騰貴額一千七十三萬餘圓の見込である。

11 關廟地方土地改良事業

本事業は臺南州新豐郡關廟庄に在る鹽水溪水系許縣溪に土堰堤二箇所を築造し溪水及雨水を堰止新豐郡歸仁庄仁德庄に在る灌溉水乏しき地帯の灌溉水源と爲し併せて臺南市上水道用水源及鹽水溪洪水調節の爲貯水池を築造し其の貯水池工事費の一部を負担し兩期作田六百四十八甲、單期作田二百九十九甲、看天田五

百五十六甲、畑七百九十甲、原野百五十四甲を灌溉擴張しようとするもので、工事完成後は兩期作田六百四十八甲、單期作田二百九十九甲、三年輪作田一千五百甲に爲さんとするものである。

又年增收額五十二萬八千餘圓、地價騰貴額實に四百七十七萬五千餘圓に達する像定である。

本事業中土地改良關係工事は新豐水利組合主體となり昭和十六年度より總事業費四百九十九萬五千圓、內國庫補助二百四十九萬七千五百圓の三箇年繼續事業である。

七、昭和十八米穀年度米穀増産土地改良事業

時局下に於ける本邦の食糧需給逼迫せる現下の國情に鑑み本島に於ても内地朝鮮と相呼應して昭和十七米穀年度昭和十七年第二期作及昭和十八年第一期作昭和十七米穀年度に於て可及的に米穀の増産を爲すべく小集團地域にして之に水利施設を施す時は水稻作を爲し得べき土地五千八百二十四餘甲を選んで昭和十七年度國庫豫算に於て百十五萬五千九百五十圓の補助金を計上し四萬二千五十八石の米

増産を目標に事業主體たる全島水利團體を指導督勵し目下鋭意工事施行中である

第四節 水利團體現況

現在水利團體は公共埤圳組合一、水利組合四九、認定外埤圳三九〇であつて灌漑排水面積は五十五萬九千九百四十一甲に及んで居る。是等水利團體認定外埤圳を除く昭和十七年度歳入出豫算組合費賦課率及び借入金の状況を表示すれば次の如くである

一、水利團體歳入出豫算總括表

昭和十七年度

州別	種別	歳入			歳出		
		組合費	借入金	其他	事務費	事業費	借入金
臺北	新	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	中	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	南	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	高	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	雄	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	計	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

臺北	花	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	東	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	運	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	港	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	廳	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	計	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

備考 本表の歳入組合費は水利組合の組合費と公共埤圳組合の組合費と特別臨時組合費を合計し、歳出事務費は水利組合の事務費、會議費及交付金と公共埤圳組合の事務費、會議費、救済費を合計し、又同事業費は水利組合の事業費、災害復舊費と公共埤圳組合の事業費、災害復舊費を集計した。

二、水利組合歳入出豫算表

昭和十七年度

區分	州別	歳入			歳出		
		組合費	借入金	其他	事務費	事業費	借入金
臺北	新	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	中	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	南	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	高	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	雄	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
臺北	計	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

借入金	一九六六六	五、六三	四三、〇〇〇	三、一〇〇	一、〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、七二〇	一九六、一四〇
寄附及補助金	二九、九三	九、二八四	二八、〇〇三	四、三三八	七、六六、一六三	—	七、三三七	一、三九、〇〇〇
負債	—	—	—	—	二〇〇、五〇〇	—	—	三〇〇、〇〇〇
大役及現品	—	—	—	—	—	五、七〇四	—	五、七〇四
加入金	六八、〇五	—	—	二八、四三	—	—	—	三、一〇、四四三
更員納金	—	—	—	—	—	一〇五	七九	二八、八八〇
其他	七、六六	—	六〇〇	—	—	—	六二	一、四八、六〇
計	一一八、〇三三	一九六、九三三	五三、〇七八	一三、八五六	三、七五、七六三	二、五二、二	二八、八七七	二、六六、六八〇

區分	州廳別	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	計
事務費	二九,九三三	三六,六四九	六五,五〇六	三九,五二二	四〇,〇二〇	七〇,〇〇〇	六六,六六三	三〇,五九八	四,一〇〇,〇〇〇
會議費	五,〇〇〇	五,〇〇〇	八,九八三	二,三八八	四,〇〇〇	九三三	一六,八八〇	六,七〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
交付金	一七,七三三	三,五五九	五九,〇〇〇	一八,四〇〇	四四,七〇〇	六,六三三	一五,二二二	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
事業費	一六,一三三	四四,七三三	七〇,二二三	三三,五九九	六五,五三三	三五,九九三	四八,〇〇〇	三三,四四三	一,〇〇〇,〇〇〇
財產費	三,七六六	四四,四〇〇	二八,五六六	一〇,三九九	一三,五三三	一五,七七三	六〇〇	六〇〇	六〇〇,〇〇〇
諸稅及負擔金	三,六六〇	八,七七八	六〇,四四四	三三,二二二	二九,九九九	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

[illegible]

區分	州廳別	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	計
交付金		1,402,000	2,500,000	1,690,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	10,680,000
事業費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
財源造成費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
實行小組合費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
工事費納付金		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
諸稅及負擔金		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
繰入金戻入		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
災害復舊費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
寄附及補助金		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
借入金償還		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
積立金		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
整理費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
土地買收費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
分擔金		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
視察費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
臨時家族手當		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000
營造物代價費		2,143,000	2,500,000	2,868,000	2,500,000	1,400,000	2,300,000	1,000,000	10,680,000

三、公共埤圳組合歲入出豫算表

昭和十七年度

調 査 費	八、六六	一	四七、七五	—	—	—	—	—	—
其 他	五、六六	八八、二五	二、五七三	—	—	—	—	—	—
計	六、六六	一、〇一四	一、六二〇	四八、六六	二、四七三	—	—	—	—
總 出 合 計	二、八三三	一、六六六	四、四七六	一、二八五	五、五七五	二、五三八	八、八七五	二、六六六	二、八三三

區分州廳別		歲入經常部	計
臺南州	計	一、九三、三六五 一、三三、七四四	一、九三、三六五 一、三三、七四四
區分州廳別		歲入臨時部	計
臺南州	計	二、五七、七〇〇 六、〇七、七〇六	二、五七、七〇〇 六、〇七、七〇六
特別組合費	臨時組合費	代行費用	災害復舊負擔金
雜收入	補助金	寄附金	借入金
一、九三、三六五	一、三三、七四四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二、五七、七〇〇	六、〇七、七〇六	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二、五七、七〇〇	六、〇七、七〇六	一、〇〇〇	一、〇〇〇

七五

計	特別會計繰入金 前年度繰入金 計	10,000 10,000 10,000
計	歳入合計	10,000 10,000 10,000

七六

歳出

區分	州別	歳出經常部		歳出臨時部	
		臺南州	計	臺南州	計
事務費		8,831.00	8,831.00	2,000.00	2,000.00
會議費		4,800.00	4,800.00	2,000.00	2,000.00
徵收費		9,999.00	9,999.00	2,000.00	2,000.00
建物管理費		2,483.00	2,483.00	2,000.00	2,000.00
事業費		2,483.00	2,483.00	2,000.00	2,000.00
雜支費		2,483.00	2,483.00	2,000.00	2,000.00
豫備費		10,000.00	10,000.00	2,000.00	2,000.00
共濟組合給與金		10,000.00	10,000.00	2,000.00	2,000.00
水利組合聯合會費		10,000.00	10,000.00	2,000.00	2,000.00
計		10,000.00	10,000.00	2,000.00	2,000.00

四、地方別水利團體組合費賦課率

昭和十七年

地方別	組合別	普通組合費		特別組合費	
		最高最低平均	最高最低平均	最高最低平均	最高最低平均
臺北州	臺北州	1.00	1.00	1.00	1.00
新竹州	新竹州	1.00	1.00	1.00	1.00
臺中州	臺中州	1.00	1.00	1.00	1.00
臺南州	臺南州	1.00	1.00	1.00	1.00
高雄州	高雄州	1.00	1.00	1.00	1.00
花蓮港廳	花蓮港廳	1.00	1.00	1.00	1.00
計	計	1.00	1.00	1.00	1.00

備考 (一) 內ハ臺南大別組合ヲ示ス

五、利率別水利團體借入金現在額

昭和十七年三月末日

利率	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	計
三	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
分	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

七七

上水道事業

沿
革

本島は元蠻烟瘴霧の地にして衛生保健上何等の施設なく住民は極めて非衛生的なる日常生活と送り自己の生命に至大の影響を及ぼすべき飲料水の如きすら毫も意に介する所無き状態であつた。

總督府は始政以來衛生設備の改善に腐心し、水道の施設を以て島民の保健上最も緊要なる一事業と爲したのであるが、之が工事は尠からぬ經費を要するので最も緊急を要する地方より順次之を施設する事とし、先づ明治二十九年八月淡水水道の工事を起し、同三十二年三月竣功した。これが本島に於ける水道布設の嚆矢である。續いて同年三月基隆水道を起工し、同三十五年三月に竣功した。當時本島の首都臺北は従前鑽井によつて地下水を飲用して居たのであるが、市街の膨脹發展に伴ひ各要所に鑽井を増設した爲、漸次湧水量減少し、飲料水の不足を告ぐるに至つたので、明治四十年に水道の敷設を計畫して、工費百八十五萬圓三箇年繼續事業として着手し、

七九

[illegible]

四十二年度に竣功を告げた。其の後彰化、臺中、高雄、嘉義、屏東、花蓮港、臺南、新竹、臺東、馬公等の主要水道相踵いで布設され、全島の主要なる市街庄には概ね水道の普及を見るに至つた。

水源としては湧泉の利用、地下水又は伏流水、或るは湖水、河水の表面水を以てし適當に其の淨化に意を留め種々な方法に依り設備を爲し水質検査の上一般に給水をして居る。

本島の水質は北部と南部とは著しき差異がある。北部地方の水質は概ね良好であるが南部地方は多量の固形物を含み硬度高く飲用に適せざるものが多いので、或る所では石灰法を用ひて一時硬度の軟化に努め或は氣曝法に依り硬度を下ぐると共に含有鐵分及瓦斯の除去を圖り又鹽素滅菌法を以て完全に供給水の淨化消毒及軟化工作をしてゐるが未設の街庄には水道の急設を要するものが尙多々あるのである。

尙本島工業化に必要な不可缺なる工業用水施設に就ても、之が助成の必要なるを認め高雄州工業用水道の如き昭和十五年度以降二箇年繼續事業として工費三百萬圓の内國庫に於て三分の一を補助することゝし目下工事施行中である。

第二節 分布狀況

現在本島に於ける水道總數は計畫給水人口三千人以上のもの五十五、三千人未満のもの六十八合計百二十三箇所にして其の工費三千四百二十八萬餘圓(擴張工事費共計畫給水豫定人口は百四十二萬餘人簡易水道を含まず)に達してゐる。尙目下新設並擴張工事のもの七、將來布設豫定の主要水道大小十九餘を有し之等を一括表

一、既設水道

水道名	起工	竣工	工費		計給水量 一人一日平均	計畫給水人口
			國庫	其他		
臺北州						
淡水	明治二九、八	明治三三、三	10,364,400	1,400	0.002	1,000,000
(第一次擴張)	昭和一二、三	昭和二三、三	1,500	3,500	0.11	1,000,000
基隆	明治三一、三	明治三五、三	10,000	1,000	0.002	1,000,000
(第一次擴張)	同四一、三	大正四、一二	1,000	1,000	0.002	1,000,000
(第二次擴張)	大正六、四	同二〇、三	1,000	1,000	0.002	1,000,000

馬	同二、五	同五、九	三三〇、〇〇〇	一三三、六	三四四、四六	〇・八八	10,000
(第一次擴張)	同九、五	同九、一一	四七五、〇〇〇	—	四八七、〇〇〇	〇・八八	19,000
(第二次擴張)	同二三、一二	同一六、三	三〇一、一〇〇	四八八、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇・一六	10,000

二、現在新設及擴張工事中の水道

水道名	起工	竣工豫定	總工事費	計畫給水人口	擴張後計畫給水人口	摘要
高雄水道	昭和十三年度	昭和十七年度	一、四三六、六二四	一五〇〇〇人	一五〇〇〇人	擴張
基隆水道	同	同	一、六五五、〇〇〇	一五〇〇〇人	一五〇〇〇人	同
嘉義水道	同	同	二、五八六、二〇〇	一五〇〇〇人	一五〇〇〇人	同
新竹水道	同	同	四、四三〇、〇〇〇	一五〇〇〇人	一五〇〇〇人	同
臺中水道	同	十八年度	一、二四〇、〇〇〇	一五〇〇〇人	六五〇、〇〇〇人	同
臺南水道	十六年度	同	三、三九六、〇〇〇	一、〇五〇〇〇人	一、五〇〇〇〇人	同
新高港工業都市	十七年度	二十年度	三、九六〇、〇〇〇	一五〇〇〇人	一五〇〇〇人	新設

三、將來擴張又は新設を要する水道

斗六水道	300人	計畫給水人口	水道名	工費概算	300,000円
旗山水道	100人	計畫給水人口	水道名	工費概算	25,000円

五、本島總人口と水道計畫給水人口との比較表

[illegible]

同	十四年度末	五八五八四	二五	一、四三三、四九二	〇三六
同	十五年度末	六〇七四六	二五	一、四二二、二二	〇三三
同	十六年度末	六二四九六	二五	一、四三九、六六六	〇三三

九四

第三節 水道と法令

當初主要市街の水道は概ね國庫支辨であつて主として總督府これが經營監督の任に當つて居たが、大正九年地方制度改正に伴ひ經營は州廳管下の地方公共團體に移管し總督府は専ら之が監督助長を爲すこととなつたので、大正十年三月通達を以て水道の移管、給水規則の制定並に水道新設擴張の場合に於ては總督の認可を要する事と定めた。其の後島内衛生思想の發達に伴ひ各地小水道の布設を計畫するものが漸く多くなつて來たので、大正十三年五月更に通達を以て公共團體又はこれに準ずべきもの、經營に屬し一般民衆の需要に應じ供給する水道であつて(一)基本計畫に於ける給水人口三千人を超えざる水道の布設(二)前號の水道以外の水道の工費二萬圓を超えざる改築又は増築但し基本計畫に變更なきものに限ることの二條件

に該當するものは知事廳長に於て認可を與ふことを得せしめ以て一般水道の普及發達を助長し併せて之が監督及び取締上遺憾なきを期してゐる。

斯くて本島に於ても水道は一二の例外を除き原則として市街庄の經費を以て布設經營を爲さしむることとし、露東水道、花蓮港水道は國費を以て布設し竣功と同時に廳地方費に移管し管理經營せしむ概ね水道條例の精神に則りつゝあるも更に進んで根本法規制定の必要を認め前年に引續き立案中である。

第四節 主要水道の概況

一、臺北水道

本水道は明治四十年度に於て將來の給水豫定人口を十五萬人とし、差當り十二萬人を標準として新店溪の河水を取り入るゝ計畫の下に工費約百八十五萬圓を以て同年四月工事に著手し同四十二年六月竣功した。

然るに大正三年既に給水區域に於ける人口十三萬三千餘に達し往々斷水の餘儀なきに至つたので緩急を圖つて一部宛の擴張を行ふこととし、工費十萬千四百餘圓を投じて大正五年度より同七年度に互り濾過池、濾過井、沈澱井其の他の増設をなし

大正十四度に於ては更に之が對策として各戸計量制を實施した結果僅に給水の緩和を圖ることを得た。然るに市の人口増加の速度は最早斯かる緩慢なる施設の追隨を許さないもので新に七星郡大屯山中の豊富なる湧水を水源として取入るゝ計畫を樹て昭和三年度より同六年度迄の四箇年繼續事業(工費二百十四萬二千三百三十四圓)として同年四月工事に著手し其の後設計變更等の爲め竣功期限を一箇年延長して昭和七年三月竣功を見るに至つた。

本工事完成の結果人口三十二萬人に對する給水能力を有し昭和八年五月新に四萬五千圓を以て給水區域擴張をなし臺北市隣接の松山庄一圓に給水を開始したが昭和十三年四月一日管轄區域變更に依り松山庄は臺北市に編入された。

二、基隆水道

本水道は基隆郡暖々より基隆河の支流を遡る半哩の西勢溪に水源を求め給水能力を三萬人として工費四十六萬六千餘圓を以て明治三十一年三月起工同三十五年三月に竣功した。以上の給水能力は當時の人口六千に船舶の給水して一萬と豫定し更に將來の發展を考慮したが其後市街の膨脹は極めて急速であつて忽ち給水困難

となつたので明治四十一年以降更に工費九萬一千六百餘圓を以て數次に互り擴張工事を實施したが尙給水不足を告ぐるに至つたので大正六年四月より同九年十二月に於て工費二十九萬九千餘圓を以て第二次擴張工事を施した。其後人口の激増に依り大正十二年度以降三箇年繼續事業工費七十四萬圓を以て西勢溪を締切り大貯水池を設くることとし大正十四年度中に竣功豫定の所工事意の如く進捗せず漸く昭和二年三月竣功した。本工事によつて給水豫定人口八萬人給水量一萬立方米及び船舶豫定給水量一千九百四十四立方米の給水能力を有することとなりしも市勢の發展人口の増加に伴ひ給水不足を來たし工費五十七萬四千餘圓を以て昭和九年十一月第四次擴張工事に着手したが其後設計變更の爲一箇年延長し昭和十二年二月竣功するに至つた。然るに現在に於ける市街發展即ち山手へ延る其趨勢に鑑み高地給水及夏期湧水補給等の考慮を爲し昭和十五年より給水豫定人口十萬人總工事費百三十八萬五千餘圓の豫算を以て三箇年繼續事業として目下工事實施中である。

三、宜蘭水道

本水道は水源を市街を距る西南方約六軒餘の員山庄三圍一帶の湧水に求め給水
豫定人口を三萬五千人とし工費二萬八千二百餘圓を以て昭和五年度より二箇年繼
續事業として同六年一月起工したが其後財收緊縮の結果之が工費の一割を減額し
同七年十二月三十日竣功と同時に通水を開始した。

四、新竹水道

本水道は水源を頭前溪の分流たる隆恩圳上流々城一帶の伏流に求め給水豫定人
口三萬工費百六萬餘圓を以て大正十四年度以降四箇年繼續事業として同年七月工
事に著手し昭和四年三月主要工事の竣功と同時に通水を開始し同五年二月全部の
竣功を告げた。今既に十數年經過し其後に於ける市勢の發展人口の著しき増加に
依つて昭和十年度より二箇年繼續事業として總工費四十三萬五千圓の豫算を以て
目下擴張工事實施中である。

五、臺中水道

本水道は大正三年水源を鑿井に求める計畫を樹て内徑六〇七米深さ一三・一米の
試験的鑿井を設けたところ水量水質共に良好なる成績を得たので工費二十五萬一

千餘圓を以て給水豫定人口を一萬五千人とし同年十二月起工同五年五月給水を開
始し同六年三月全部の竣功を見るに至つた。

然るに更に市街は年々膨脹し人口は益々増加して來たので第一次擴張として鐵
管延長及發電機の新設、唧筒増設工事を大正十年六月起工、同十一年三月に總工費六
萬九千五百圓を以て竣功させた其後尙人口の激増と市勢の發展に依り大正十二年
度より工費三十三萬百九十五圓を以て同年十一月人口五萬人迄給水し得る擴張工
事を施行し昭和二年九月竣功した。尙給水の緩和を圖る爲め昭和六年度より計量
制を實施した。爾來既に十餘年を経過したので其後に於ける市勢の發展に伴ふ人
口の著しき増加に鑑み更に之が擴張すべき機運となり昭和十五年度より四箇年繼
續事業として總工費百四十萬圓の豫算を以て目下擴張工事進捗中である。

六、彰化水道

明治三十年二月市衛生組合に於て公園地内八封山麓に於ける二箇所の湧水を集
水し市内樞要の箇所小水槽を設置し給水を試みたるも湧水量少く市民の一部に
給水し得たるに過ぎず然るに明治三十四年彰化廳を置かれてより人口著しく増加

し各般の衛生設備共に益々水道布設の必要を生じ明治三十七年十一月水源調査の結果市街地を距る十四町の八卦山麓の一小溪流に求め、工費四萬六千餘圓を投じて明治三十九年五月工事に著手同四十一年三月竣功同年四月一日全市に給水を開始した。更に大正二年九月工費四萬圓を投じて淨水池濾過池の新設其の他改良工事を施し同三年七月工事を了へたるも市街は間斷なく膨脹し人口も増加し數年ならずして給水量に不足を生じたる爲其の應急策として大正九年九月工費三萬七千七百圓を以て取入口の擴張工事に著手し水源の増加を圖り同十一年三月竣功した。

其の後更に擴張の必要を生じ現在の設備は其儘とし他に良好なる水源を得べく種々調査の結果優良なる水質と豊富なる水量を有する本郡下大竹田中央、猫羅溪を水源に選定し、大正十五年十月給水豫定人口四萬人給水量一日最大五千四百立方米の計畫の下に工費二十七萬四千百圓を以て第三次擴張工事を施行し昭和三年十月に竣功した。

尙給水を緩和する爲昭和十一年度より計量制を實施した。其後市街の發展と人口の増加に依つて昭和十三年十二月工費九千九百八十圓を以て更に第四次擴張工事を施し同十四年一月に竣功した。

七、臺南水道

本水道は水源を曾文溪縱貫鐵道橋の上流約八杆の箇所求め機械濾過法を採り計畫當時の人口は五萬六千人であつたが將來の發展を慮り給水豫定人口を十萬人とし大正二年二月工費二百五十萬圓を以て四箇年繼續事業として起工したが、行政整理の爲め事業繰延となり又歐洲戰亂の影響を受ける等の障礙があつて既定豫算を以てしては事業の完成不可能となつた。然し大正九年度に於て豫算百六十五萬圓の配賦を得たので未完成の配分に對し三箇年繼續事業として續工し同十一年十一月完成を告ぐると同時に一般の給水を開始した而して工費は中途にて中止したる關係上結局四百三十三萬餘圓を要した。尙安平へも給水する爲め大正十四年二月工費六萬四千五百五十六圓を以て鐵管の延長工事に著手し同年十月完成した。然るに市の人口は年と共に増加し水源に不足を來す様になつたので給水緩和の爲に昭和六年度より計量制を實施した。尙之が根本的解決策として工費四萬九千五百圓を以て昭和七年度沈澱池の増設を施し昭和十一年より隣接永康庄に水分を開始した。同十二年五月に臺南飛行場給水工事として九千九百四十五圓を以て同年六

月竣功と同時に給水開始した。現在に於ける人口の増加と市勢の伸張とに鑑み本格的な擴張に着手し昭和十六年度より三ヶ年繼續事業として總工費三百三十二萬九千圓の豫算を以て目下計畫設計中である。

八、嘉義水道

本水道は明治四十年に計畫を樹て水源を市街を距る東北約二十四軒の牛稠溪上流より導水することとし給水豫定人口三萬人工費五十九萬六千六百五十圓を以て同四十四年七月起工大正三年三月水源池及び市街鐵管敷設工事竣功と同時に一般給水を開始したが市街の發展と共に人口も亦逐年増加し在來の設備では水量の不足を來す様になつたので昭和五年度より計量制を實施し尙工費四十二萬一千八百三十九圓を以て人口五萬人迄給水し得らるゝ様昭和五年度より二箇年繼續事業として昭和六年三月に著手することゝなつたが其の後已むを得ざる事情により竣功期限を一箇年延長し昭和八年三月竣功するに至つた。尙昭和十一年七月工費八萬七千三百圓を以て給水區域擴張工事に着手し同年十二月竣功と同時に嘉義郡水上庄の嘉義飛行聯隊に分水を開始した。昭和八年以後に於ける市街の發展に伴ふ人口

の増加並夏期渇水時の補給を對策に昭和十五年度より三箇年繼續事業として給水豫定人口を十萬人とし總工費を二百五十六餘萬圓の豫算で目下工事進行中である

九、高雄水道

本水道は遠く州下鳳山郡大樹庄九曲堂下淡水溪鐵橋の上流約五百五十米の地點に取入口を設け給水豫定人口を四萬人とし明治四十三年六月より四箇年繼續事業として起工工費百二十二萬一千七百八圓を要して大正二年十二月竣功と同時に一般竝に船舶に對し給水を開始した。然るに其の後人口の増加と船舶輻輳の爲に給水に不足を來したので大正五年度以降數回に亘り擴張工事を施行したが人口増加の度益々加はるを以て更に擴張の必要に迫られ給水豫定人口十萬人に對し一日最大一萬六千七百立方米迄給水し得らるゝ様總工費七十二萬八千四百六十七圓を以て昭和五年度より二箇年繼續事業として同年六月に起工したるも其の後總工費減額に伴ふ設計變更を爲し爾來銳意工事中の處昭和六年八月の豪雨出水に遭ひ豫定の竣功する能はず且つ設計變更の爲竣功期限を一箇年延期し同八年三月竣功を告げた

高雄市は昭和十一年八月新に昭和四十年後の飽和人口四十萬人と豫想する大高雄市都市計畫を樹立して以來年々市勢の伸張人口の増加並船舶給水等の見地より現状の能力では充分なる給水不可能なるを以て同十三年度より四箇年繼續事業として給水豫定人口十五萬人とし總工費百六十四萬餘圓の豫算を以て目下之が擴張工事進行中である。

一〇、屏東水道

屏東水道は從來高雄水道水源地より分水を受け下淡水溪を横斷して給水するの計畫を以て給水豫定人口を一萬五千人とし三箇年繼續事業として大正三年八月起工同六年八月竣功と同時に給水を見るに至つたが爾來人口は逐年増加し加ふるに其の他の臨時施設等の爲給水の不足を告ぐるに至つたので大正十三年工費約三萬圓を以て濾過池の増設を爲し人口三萬五千人迄給水し得らるゝ様能力増進を圖つた。

昭和六年より計畫制を實施して給水の緩和を得たが爾來市勢の發展と人口の増加に因り現高雄市水道計畫に基き契約し得る分水量を以てしては到底安全を期し

難き状態なるに依り別に水源を求むべく水源調査の結果屏東市附近の長興に豊富なる地下水ある事を發見したので其の下水及伏流水を取る事とし昭和十五年度より二箇年繼續事業として總工費五十五萬五千圓を以て給水豫定人口四萬五千人一日最大給水量一萬立方メートルの基本計畫變更をなし高雄水道より分離獨立し昭和十一年三月二十五日起工爾來銳意工事進捗中の處水源用地買収の交渉並に既設鐵管撤收及構内鐵管連絡其他難工事に於て相當意外な日數を要した爲竣功期限を昭和十三年七月三十一日迄に延長した。其後工事の都合に依り構造物の一部變更等の爲此亦不得已竣功期限を再延長して工事に銳意努力した結果昭和十三年十月三十一日竣功を告げた。

一一、臺東水道

本水道は臺東街及び附近馬蘭社に給水せんとするものであつて水源を呂家溪の溪水に求め給水豫定人口一萬人工費四十二萬餘圓總督府直營を以て昭和二年度以降三箇年繼續事業として同七月工事に著手したが諸種の事情により昭和四年度末迄に全部竣功するに至らなかつたので昭和四年二月主要工事の竣功と同時に一先

づ給水を開始し、殘部の工事を翌年度に繰越し同五年三月全部の竣工を見るに至つた。序て本水道の維持經營を臺東廳に移管し當初は放任給水であつたが昭和六年より計量制に實施變更した。

然るに街の人口は逐年増加し給水不足を告げ且源水の涸渇甚だしきに因り之が根本策として昭和十年度に工費一萬七百五十圓を以て濾過池の増設を施した本水道は爾來廳地方費を以て維持經營に當りしが地方制度改正に依り昭和十二年四月一日より其の維持經營を街に移管した。

一二、花蓮港水道

本水道は市街の西方八軒餘沙婆隘溪の上流より河水を取入れ市街の東方米崙山に水源地を設け最初は給水豫定人口一萬人とし導水幹線は人口二萬人に對するの計畫を以て大正六年度より三箇年繼續事業として同年十一月工事に著手したのであるが時局の影響を受けた爲め更に設計を變更し豫算の増加及竣工期限を延長して同十年十一月竣工と同時に給水を開始した。其の總工費六十七萬二千餘圓を要したが其後給水不足を告ぐるに至つたので之が緩和を計る爲昭和五年度に於て經

費二萬六千九百餘圓を以て計量制實施し僅に緩和を圖ることを得たが之に蘇澳道路の開通と米崙築港事業の進捗とに依つて人口頗る増加し又給水不足を來したので其對策として工費二萬三千二百九十圓を以て調整井の位置變更をなし一日最大一千九百五十立方米迄増加の計畫の下に昭和八年六月著手し同年十一月竣工した。本水道は爾來廳地方費を以て維持經營に當りしが地方制度改正に依り其維持經營を街に移管した。而した花蓮港築港事業の完成に伴ひ昭和十五年十月市制を施かれ之が益々新舊市街共に伸展し人口著しき増加を到し隨て船舶及一般給水に勢ひ不足を生じ之が緊急擴張を要し昭和十二年より三箇年繼續事業として給水豫定人口三萬人總工費七十萬六千三百四十四圓を投し同十三年一月工事に著手し同十五年六月竣工した。

一三、馬公水道

本街は元來日常生活に必要な飲料水に乏しく多くは海水に等しい井水を使用しつゝあつたので保健衛生上脅かさるゝこと甚だしいものがあつた。依つて水道の設備を急務とし種々調査研究を重ねた結果地下深度地底一三六三六米の鑽井を

掘鑿し湧水を検査し所飲料水として好適なることを認めたので、爾來數箇所に鑿井を設けて一部に給水して來たが工費多額を要する爲其の數を増加して一般に普及する事が出来ない状態にあつた。然るに大正十五年より是に具體的調査を開始した結果馬公街紅木堤附近の地下水は水量豊富にして而も深度の掘鑿を要せずして湧出することを發見したので直に之を水源として給水するの計畫を樹て給水豫定人口一萬人とし經費三十四萬四千四百十六圓を以て昭和二年五月工事に著手同五年九月竣功と同時に一般給水を開始した。其の後湧水漸次減少し給水不足となり現在同様の施設では多量の湧水を期待し得ざるを以て水源擴張の要を生じ昭和九年五月壓縮空氣揚水工事に著手し工費四萬八千七百五十圓を投し同年十一月竣功した其後に於ける市街發展に伴ふ人口増加並に要港部への給水増加に依り偶々給水不足を生じ之が對策に給水豫定人口一萬人を見込總工費二十五萬圓を以て同十三年十二月擴張工事に著手し工事中の處工事上一部の變更を爲し竣功期限を延長同十六年三月末日竣功した。

第五章 都市計畫事業

第一節 沿革

從來本島の市街は支那式で道路の幅員狭く且曲折したる上に濕氣多く不潔甚だしく家屋の構造も亦通風採光聊かも考慮されざるを以て惡疫自ら發生する状態であつた。領臺後當局に於ても特に此の點に留意し明治二十九年臺北市街に排水工事を施行すると共に下水溝の設備に著手し次いで同三十四年四月市區改正並に衛生施設に關する審査機關として臺北市區計畫委員會を組織し同三十三年に至り臺北市々區改正工事の一部と基隆市街の改正工事とを併せて施行した尙明治四十三年に全島の市街を統一的に改正するに就いての諮問機關として臺灣總督府市區計畫委員會を組織した。然るに本島に於ける都市計畫法制の必要は夙に論ぜられたる處であつたので昭和十一年八月二十七日勅令第二百七十三號及律令第二號を以て臺灣都市計畫關係民法等特例及臺灣都市計畫令の公布を見又之が施行に關して同年十二月三十日府令第九號臺灣都市計畫令施行規則府令第一百十號臺灣都市計

畫委員會規則及府令第一百十一號臺灣都市計畫關係土地區劃整理登記規則等を公布され、孰れも昭和十二年四月一日より施行された。次て昭和十五年三月三十日府令第三十八號を以て委員會規則を改正し、中央、地方の二委員會制度とし、中央委員會は總督府に、地方委員會は各州廳毎に之を置いた。而して今日まで都市計畫を確立し、發したるものは臺北外十市、羅東街外三十一街、北埔庄外十九庄の六十三箇所であつた。昭和十五年に於て新高港附近都市計畫、昭和十六年度に於て桃園、東勢、水裡坑、虎尾、東港都市計畫を決定、樹立した結果、昭和十六年度末現在では六十六箇所になつた。(新高港附近都市計畫中に包含せる清水、沙鹿、梧棲の三街の既設都市計畫を廢止し、新に右新高港附近都市計畫中に包含せる龍井庄を加へた結果、街庄數の減を見た譯である)是等の市街は何れも其の計畫に基づいて夫々工事を施行し、本島多年の懸案たる各種の重要制度を確立し、改隸前に比して著しく其の面目を一新し、本島都市計畫行政上一新紀元を劃することゝなつた。

今從來の工法の概要を述べれば、下水は開渠又は暗渠とし、大下水溝は道路の中心に、小下水溝は道路の兩側に布設することゝし、道幅は六十米以下各種のものを設け、其の兩側に各三・六三米宛の歩道を設け、之を停仔脚に利用することゝした。

從來道路の如き公共の用に供する土地は、本島舊來の慣習として無償で提供して來たのであるが、市區改正進捗し、道路擴張するに伴ひ、家屋の移轉を要するものが増加し、殊に逐年地價暴騰の爲地主は、甚だしく損害を蒙るので、臺北市に於ては明治四十年度以降之を買収することゝし、現在に至つて居る。其の他の市に於ても臺北市の例に倣ひ、道路敷地は之を買収してゐる。

既往本島の都市計畫事業は前述の如く衛生改善に端を發し、主として市區の擴張、變更、街路上水、下水、公共建物の計畫、其他河川、運河、港灣の計畫等、全局概要の市街に互に豫想する、將來の發展に對し、交通政策を基調として、一定の計畫を樹て來つたのである。然るに經濟組織並に社會組織の變化は、市街地として急激なる發達を促し、今や其儘の状態に放任するを許さざる實狀に至つた。殊に臺北市外十市の如き其の膨脹顯著なるものに付ては、速に適當なる都市計畫を樹立する要ありと認め、昭和四年より逐次測量調査に着手した。爾來各市街地に於ける都市計畫區域の擴張、都市計畫の改廢變更を斷行し、都市計畫事業亦顯著なる發展を遂げてゐる。

第二節 都市計畫と法令

由來都市計畫は交通、衛生、保安、經濟等に關して永久に公共の安寧を維持し福利を増進する目的を以て企圖せらるゝものである。

領臺以前に於ては街區の施設に付ては殆ど見るべきものがなく従つて法令等もなかつたが領臺後直に市街の整頓に努め明治三十二年四月律令第六號を以て臺灣下水規則並同年六月府令第四十八號を以て同施行規則を制定して下水道の統一汚水の流通を圖つて市街の清潔保持に努めた。同年十一月律令を以て市區計畫上公用又は官用の目的に供する爲豫定告示したる地域内に於ける土地建物に關する件を制定して市區計畫の遂行を便ならしめ、翌三十三年八月律令第十四號を以て臺灣家屋建築規則並に四十年七月府令第六十三號を以て同施行規則を定めて市街の安寧整頓を期した。越えて四十三年全島市區の統一を圖る爲市區計畫委員會規定を制定し各地市街の改善計畫を諮り、翌四十四年七月通達を爲し(一)廳所在の市街地、(二)戸數千戸以上の市街地、(三)市街地として新に市區を設置すべき土地に於ける一般市區改正の變更は勿論道路下水の改修若くは廢設と雖も苟くも市區の計畫に屬する

事項は詳細なる設計書、圖面及び理由を具して總督に稟申すべき旨を定め計畫上遺漏なからしむる事とした。然れども都市の發達は近來文明の興隆に伴ひ更に擴張の急を告ぐると共に近代都市として有すべき各設備の充實を促して止まない状態に至つた。これに對應するには基本法規の制定に俟たなければ之が決行上種々の支障あることを認め、昭和九年都市計畫に關する制度計畫施設其他重要なる事項を調査審議する爲總督府に都市計畫法施行準備委員會が設立され鋭意調査研究の結果本島に於ける産業の開發、文化の向上、其他各方面の躍進に伴ひ都市の發展膨脹も亦著しく時代に適應する都市計畫法制定の急務なるを認め昭和十一年八月二十七日勅令第二百七十三號及律令第二號を以て臺灣都市計畫關係民法等特例及臺灣都市計畫令の公布を見又之が施行に關し同年十二月三十日府令第九號臺灣都市計畫令施行規則府令第一百號臺灣都市計畫委員會規則及府令第一百一十一號臺灣都市計畫關係土地區劃整理登記規則等を公布し孰れも昭和十二年四月一日より施行せられ次て昭和十五年三月三十日府令第二十八號を以て委員會規則を改正し中央、地方の二委員會制度とし中央委員會は總督府に地方委員會は各州廳毎に之を置き都市計畫の決定、都市計畫事業の執行、都市計畫事業の財源たる都市計畫税及受益者

負擔の賦課徵收建物の統制地域地區の設定土地區劃整理の施行等の制度の確定を見るに至り既往幾多の缺陷を補ひ以て多年の懸案を解決し本島都市計畫行政政上の面目を一新した。

第三節 都市計畫の施行

從來市區計畫を定めて地方廳に於て告示したる市街數は臺北市外五十三市街庄を算出するも其の計畫は主として街路網及綠地計畫等に止まり完全なる都市計畫とは謂へなかつたが此の新法令施行後は近代的都市建設に則する綜合計畫を樹立し之を遂行しつゝある實狀であつて昭和十七年六月末現在都市計畫區域及都市計畫決定市街庄は臺北市外十市及五十五街庄に及んでゐる。而して臺北市外十市を始めとして市街の膨脹顯著なる他の主要都市に對しては其の都市に順應せる計畫を樹立する要があつて之が調査費として昭和四年度に於ては五千五百圓同五年度は一萬七千四百八圓同六年度は一萬九千八百圓同七年度より同九年度迄は年々一萬八千六百五十五圓同十年度は三萬六千三百三圓都市計畫法施行備準費を含む同十一年度は都市計畫調査費として一萬八千六百五十五圓に都市計畫施行に伴ふ經費と

して二萬六千九百五圓同十二十三年度に於ては都市計畫調査費一萬八千六百五十五圓都市計畫令施行に伴ふ府費三萬七千四百五十二圓及都市計畫事務從事職員充實に要する府費二萬四千三百三十圓同十四年度は都市計畫調査費一萬八千四百四十六圓都市計畫令施行に伴ふ府費三萬七千四百五十二圓及都市計畫事務從事職員充實に要する府費二萬四千三百三十圓を認められ昭和十五年は新高港附近都市計畫調査を含む都市計畫調査費六萬三千八百八十九圓都市計畫令施行に伴ふ府費三萬七千四百五十二圓及都市計畫行政從事職員充實に要する府費二萬四千三百三十圓を認められた。同十六年度に於て都市計畫調査費一萬八千四百四十六圓都市計畫令施行に伴ふ府費三萬六千九百二十八圓都市計畫事務從事職員充實に要する府費二萬五千二百九十六圓と新高港工業都市建設事業費六十萬圓を認められ夫々工事施行中である。尙此の外都市計畫事業中重要なものに就ては事業費の四分の一を國庫より年々補助し本島都市計畫事業の促進に努力してゐる。

昭和十六年五月七日附告示第三百五十七號を以て明治三十年法律第三十七號第一條第二項の規定に依り新高港工業都市建設事業の全部を國に於て昭和十六年度より施行の件を公布されたので目下工事實施中である。

西	麻	學	新	鹽	斗	斗	朴	北	嘉	蕪	水	東	員	鹿	大	北	竹	埔
螺	豆	甲	營	水	南	六	子	港	義	南	裡	勢	林	港	甲	斗	山	里
街	街	庄	街	街	庄	街	街	街	市	市	坑	街	街	街	街	庄	街	街
同	同	同	同	同	昭	同	同	大	同	明	同	同	同	昭	明	同	大	同
一、一、九	六、一、三〇			一、一、四	一、一、四	一、一、五	一、一、八	三、六、七	三、九、四	四、七、三	七、三、八	一、一、七	一、一、七	一、一、八	五、二、六	六、七、二	九、二、九	
同	同	同	同	同	昭	同	同	同	同	大	同	同	同	昭	明	同	同	同
十一年度	五年度			十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

南	新	石	神	內	豐	彰	棠	桃	中	卓	大	三	銅	公	通	苑	頭
投	新	岡	岡	埔	原	化	中	岡	湖	又	羅	館	符	符	符	符	分
街	街	庄	庄	庄	街	市	市	街	街	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	街
同	同	同	同	同	昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五
同	同	同	同	同	昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度	十一年度
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

十八年十月には全市の區域面積七萬二千アール人口十五萬人を包容する計畫を立て爾來孜々として市區の擴張改正を爲したのであるが明治四十四年八月大暴風雨の襲來に依つて舊來の本島式建物の大半壞滅に歸したので當局は之を好機とし大英斷を以て近代的都市建設の計畫を樹て市内主要幹線道路の幅員を擴張し洋式三層樓を櫛比せしめ市街の面目を一新した。大正九年地方制度の改正に依つて市制を布き次いで町名を改正した。其の後人口は豫想以上に増加し昭和六年末に於て既に二十五萬人に達し住宅等も都市計畫區域内には建築の餘地が無いので根本的に其の區域を擴張するの要に迫られ昭和七年三月總面積六千六百七十六ヘクタール昭和三十年末に至る豫定人口六十萬人を包容する大臺北市都市計畫を樹立し逐年銳意工事進捗中である。其の主なるものは昭和十二年度より三箇年繼續事業として認可せられたる勅使街道擴張事業並に幸町樺山町東門町大安の各一部を含む所謂幸町土地區劃整理勅使街路沿線土地區劃整理及第三高女附近土地區劃整理其他の下水道新設又は街路の新設舗裝事業等である。爾來本市に於ける都市計畫工事費として已に一千三十餘萬圓を投じ年々都市計畫事業の發展に邁進しつつある。昭和十六年末戸數七萬七千四百二十八戸にして人口三十六萬七千二百十三人である。

ある。

二、基隆市

基隆は元鷄籠と稱し清朝同治十一年(二五三二年)に基隆海防同知を置き基隆と改稱した。光緒十二年(二五四六年)劉銘傳巡撫使として來任するや治蕃の策を講じ産業を開發し人文の進歩に意を用ひたので治績大いに舉り基隆は港灣都市として重要な地位に置かれた。然るに明治二十八年領臺後民政署を置き後基隆支廳となり同二十九年基隆辨務署を設け同三十四年基隆廳となり同四十二年臺北廳に併合せられ同地は又々支廳の所在地となつた。大正九年地方制度の改正に際して臺北州基隆郡となり同時に基隆街となつて同十三年十二月市制を布れ基隆市となつた。本市は明治三十二年以來港灣の設備に多大の費用を投じて築港を完成し、尙都市計畫事業も著々進捗し爾來工費百七十四萬餘圓を投じ市區の改廢擴張變更並に下水道の新設、道路の舗裝或は社寮町土地區劃整理等を斷行し來つた。斯の如くして人口の増加も目覺ましく都市計畫擴張の必要に迫られつつあるを以て先づ之が實測調査を了へ昭和十二年六月十三日告示第百九號を以て都市計畫區域及都市計畫の追

加變更を決定告示した。其の利用面積は約九百五十五ヘクタールにして、豫定包容人口は約十三萬人、昭和二十七年を以て飽和年度となる。昭和十六年末戸數二萬三千四百三十八戸にして人口十萬六千五百二十三人である。

三、宜蘭市

本市は往古哈子難或は甲子蘭と稱し久しく化外の地として荒蕪に委せられてゐたが、清の乾隆年間漳人吳沙、漳、泉、粵三籍の流民二百餘名を率ゐ來りて此地を開いた。嘉慶十七年噶瑪蘭廳の開設を見降つて同治三十一年宜蘭縣を置き始めて宜蘭の名を生ずるに至つた。

領臺後明治二十九年臺北縣の下に宜蘭支廳を置き翌三十年廳に改められ、大正九年地方制度改正に依り臺北州宜蘭郡を置き同時に宜蘭街となつた。當時の人口一萬五百餘人なりしが昭和五年には殆ど倍數に増加された位に諸般の産業興隆し家屋亦著しく新築され市勢漸次發展したので昭和十五年十月二十八日を以て市制を施行せらるゝに至つた。

本都市計畫は昭和七年五月に樹立され、其の區域面積は百七十四ヘクタールにし、

て豫定包含人口二萬五千人、昭和二十八年を以て飽和年度とする。昭和十六年度迄に投じたる都市計畫事業費は二十五萬餘圓である。同年末戸數七千五百二十九戸にして人口三萬八千九百二十二人である。

四、新竹市

新竹市は昔竹塹と稱する一荒埔であつて人煙殆ど影を止めず徒に蕃族の跳梁に委すに過ぎなかつたのであるが清の雍正元年(二三八三年)漢民族の移住に依つて漸次開拓せられ、同十年始めて此の地に城寨を築造して政治機關を設け淡水廳と稱し市街を形成した。次いで光緒元年(二五三五年)臺北府の設置に依り新竹廳を置き新竹と改稱せられた。

然るに街衢不整不潔甚だしく市街としての體裁極めて不備であつたので改隸後明治三十八年五月市區計畫を樹立し其の後數次に亘つて市區改正工事を施行し道路の狹隘不潔等著々改善せられ文化的諸施設も亦漸く備はり舊來の面目を一新するに至つた。大正九年地方制度改正の結果新竹州廳所在地となるに及び各種産業の發達に伴ひ人口は頗る激増し、教育、衛生、交通其他諸般の施設面目を改め、昭和五年一

月市制を布かれ其の後市勢の進展に因り舊計畫を以てしては満足し得ない状態に立到つたので昭和十三年二月區域の擴張並に諸計畫の追加變更を決定した。爾來是等に對する路面の改良街路の新設又は改修、舗裝等に努め尙土地區劃整理も施行中にして現在では其の街衢の整備、道路の擴大建物の美觀に鑑み實に新市街として面目を一新した。本年度迄投じたる工事費已に八十二萬三千餘圓になるも尙都市計畫事業に意を留め逐年斯業に豫算を建て諸工事の完成に邁進しつゝある。この區域の總面積は約千五百二十五ヘクタールであつて豫定人口約十萬人を包含し、昭和五十六年を以て飽和年度とする。昭和十六年末戸數一萬六千二百四十九戸にして人口九萬八千人である。

五、臺中市

臺中市は中部臺灣に於ける主要なる都市であつて往時東大墩と稱する一寒村に過ぎなかつたが、同地方は肥沃なる平野を擁し中部米の産地として既に著名であつたので光緒十六年明治二十三年時の巡撫使劉銘傳此の地に臺灣府を置き城寨築造の計畫を建てたが、改隸直前臺北を省城と決定したので臺中城築造は中止せられた。

然るに明治二十九年三月總督府官制發布と共に臺中縣を置き明治三十三年一月縣令を以て市區計畫を發表し、中部臺灣に於ける大都市と爲すの意氣込にて工事に著手したが財政上の關係にて完成を見ずして中止せられた。當時の計畫は規模頗る雄大であつて現在の臺北臺南縱貫道路に當る市内街路の重要幹線及び之を横斷する一部の街路は此の計畫に基づき施行せられたものである。當時は民家の建築尠く徒に雜草の繁茂に任せ恰も牧場内に道路あるが如き状態であつたが明治四十四年更に市區の擴張並改正の計畫を發表し翌年度から工費五十萬餘圓を投じて工事に着手した。街道廣潤、住家店舖皆清潔爽快明朗都市に化し大正九年地方制度改正と同時に市制布かれ人口の激増と商工業の發展に伴ひ、交通四方に發達し市街は益々都市計畫區域線を突破して郊外に伸展するに至つたので、之が放任を許さず昭和九年十二月總面積一〇三八・八四ヘクタール、昭和二十三年末に至る豫定人口十五萬人を包容する都市計畫區域の擴張を行ひ街路、公園、排水路、綠園を新設し統制ある發展を計畫したのである。昭和十六年度迄斯業に投じた工事費百四十一萬二千餘圓にして目下尙都市計畫事業に逐年豫算を建て諸工事の完成に邁進しつゝある。昭和十六年末戸數一萬九千八百五十二戸にして人口九萬七千五百九十人である。

六、彰化市

彰化市は臺灣の略中央に位し昔半線又は半綫と稱し蕃人棲息の地であつたが、南支の泉州人並に漳州人等多數の移住に因り中部臺灣文教淵源の地となつた。雍正元年二三八三年諸羅縣の一部即ち現在の臺南州虎尾郡及び臺中州大甲郡間の一圓を劃して縣を置き地名を彰化と改めた。

明治二十八年我領有となるや、臺灣總督府民政部臺中支部の下に彰化出張所、憲兵屯所及び保良局を置き次いで明治三十年六月官制改正に依り臺中縣の下に辨務署を置き、明治三十四年十一月彰化廳となり明治四十二年には臺中廳に合併せられて支廳となつた。更に大正九年地方制度改正に依り臺中州の管轄となり彰化郡となつて同時に街となり、昭和八年十二月二十日市制施行せられ彰化市となつた。

本市は往時一寒村であつたが、明治三十九年三月市區計畫樹立されて以來人口五萬を突破し、産業及文化の伸張向上の大躍進を示し交通商業の要地として經濟的發展を爲し日と共に殷盛となつた。従つて人口は増加し面積狹隘となり街の發展に副ふべき諸施設亦意の如くならざるもの多くこれが爲昭和七年九月隣接南郭、大竹

の二庄を併合し當街管轄區域内に編入したる結果面積六五五四方軒なつて翌八年十二月二十日市制施行せられ同年九月都市計畫測量調査に着手し同年十二月調査終了と共に鋭意之が計畫考究中であつたが、昭和十三年二月區域及計畫の追加變更を決定した約八萬人の人口を包容し得て昭和五十八年を飽和年度となす計畫にして區域の總面積は約二千五百十五ヘクタールである。爾來都市計畫區域の擴張を行ひ、街路の新設擴張或は路面改良、排水路、公園の新設等統制ある發展に邁進しつつあるので、昭和十六年度迄に投じた斯業の工事費は三十八萬七千餘圓である。同年末現在戸數一萬一千二百六十四戸にして人口六萬一千六百三十二人である。

七、臺南市

臺南市は本島最古の都市であつて今を去る三百餘年前既に市街を形成し和蘭人に依つて城寨を築造され政廳を置かれて相當に殷盛を極めて居た。尙清の順治十八年(二三二一年)明の遺臣鄭成功本島に渡り、同地を首都と定むるに及び益々繁榮を加へ支那人の渡來多く當時既に戸數二萬五千人を數へた。

然るに極めて不規則に發達した支那式市街であつたので、領臺後市區改正の必要

に迫まれ臺南縣時代に地方費を以て衛生上保健上の應急處置として危険竝に不潔家屋の取毀しや道路下水の改修工事等を施行したが臺南廳になつてからも亦之に續て明治三十五年より同四十三年に至る九箇年間に工費十二萬九千圓を投じて道路二千二百間下水六百間の改修をした。同四十五年七月愈々全市に亙る市區改正計畫を發表し更に大正四年五月市區の擴張竝に一部計畫變更を發表した。大正十年には工費七十五萬圓を投じて臺南安平間の運河及び船溜の工事を起し同十五年には之を完成して著しく水運の便を計り市の繁榮に資する處が多かつた。次いで昭和二年度及び三年度には國庫より各年度八萬七千餘圓の補助を受け壽町、末廣町、永樂町、南門町の市區改正工事を施行した。

斯くして都市は著々改善され市勢日に日に殷盛に向ひつゝあるので更に區域擴張の必要を認め市街南方一帯の地を現在區域内に編入し又既定計畫の一部にも變更を加へ三十年後に於て人口十五萬人を包容し得る擴張計畫を樹立し昭和四年五月州告示第二二九號を以て發表するに至り總面積は約千十ヘクタールである。其後街路の新設擴張又は路面改良排水路、公園等の計畫に基き毎年國庫及び州の補助を受け之が實施を計つて居る。本年度に於ても街路の新設事業に六十四萬八千餘

圓の諸工事を施行した。昭和十六年度迄に投じた斯業の工事費は二百八十八萬六千餘圓である。同年末戸數二萬九千九百四十四戸にして人口十五萬三千八百七十九人である。

八、嘉義市

嘉義市は元諸羅と稱したが清の乾隆五十一年二四四六年匪賊林爽文の亂に住民堅く義を守り官兵と協力して落日の孤城を死守すること數閱月遂に克く平定の功を奏したので乾隆皇帝深く其の義を嘉び之を嘉義と改稱せられた。

昔嘉義地方一帯は草莽の地で土着平埔蕃族の中樞地であつたが鄭成功本島に渡り臺南を首都と定め嘉義には天興縣を置いて行政を施き將來發展の端を拓いた。然るに鄭氏の志業中途にして成らず本島が清朝の領有に歸するに及んで政廳廢せられ一時興隆の氣運頓挫した感があつたが康熙四十三年(二三六四年)時の知縣宋永清更に此の地を縣廳の所在地と定め城寨を築き城内に市街を形成した。

然るに築城草創の際で城内の規矩定まらず民屋亂造に委せた結果街衢錯綜であつた。其の後數代の知縣に依つて市區の改正秩序の維持に相當を用ひられたが、戦

亂草藤の際とて未だ完全の域に達しなかつた。

明治二十八年我領有に歸して嘉義縣を置き間もなく臺南縣に屬する辨務署となり更に同三十四年嘉義廳となり大正九年地方制度の改正に際して臺南州嘉義郡を置き同時に嘉義街となり昭和五年一月市制を施行せられて嘉義市となつた。かくて幾多制度の變革に因る影響を受け盛衰を免かれなかつたが依然として政廳の所在地として不易の根底を有して居るのは、同地が地理的天惠豐富なるに依存するものである。而して明治三十五年以來數次に亙り市區改正計畫並びに工事を施行し尙明治三十九年嘉義地方の大震災に依つて舊來の危險並に不潔家屋大部分倒壊したるを好機とし大々的の市區改正計畫を發表し第一期第二期に分ち數箇年の繼續事業として道路、下水の改修を徹底的に施行した。爾來孜々として市區改正事業を行ひたる結果日を追ふて股眼に趣き舊來の面目全く一新するに至り商工業も亦異常の發達を來し、今や都市計畫區域も殆んど飽和狀態に達せるを以て昭和十三年度に於て擴張計畫につき測量調査を爲し之が完了し街路の新設、擴張又は鋪裝、排水路或は公園等の計畫施行に意を用ひ斯業發展に邁進しつゝある。本市の都市計畫事業は明治三十九年樹立以來既に百四十三萬九千餘圓を投じたが市區の膨脹人口の増

加著しきものあるを以て現在都市計畫面積は三百八十ヘクタールにして目下嘉義市の計畫に努力しつゝある。昭和十六年末戸數は二萬六百九十四戸にして人口九萬八千二百九十八人である。

九、高雄 市

高雄市は元タコサン社と稱する土蕃の部落であつたが往時より南部地方に於ける貨物集散の港として相當認められて居た。三百餘年前我國が南支南洋に遠征するに際して寄港した歴史もある。本港は清の咸豐八年(二五一年)基隆、淡水、安平と共に開港せられたものであつて當時は僅に戒克船を碇泊せしむるに過ぎなかつたのであつた。

領臺後總督府は之が築港の計畫を樹て多大の費用を投じて明治四十一年以降本工事を施行し又近年縱貫道路の開設成りて北部地方との交通は愈々股眼となり諸般の産業興隆し過五箇年間に亙り平均人口増加率は七二パーセントの高率を示し殊に州廳舍を高雄港東畔に移築し州廳舍を中心として急速に増加し既定市區計畫の改善並に擴張の急務に迫まれ昭和六年度には之が調査測量を了した。

茲に於て高雄港以東の舊計畫を廢止し同港以西の計畫に修正を加へ新に昭和三十五年後の飽和人口三十二萬人と豫想する大高雄都市計畫を樹立するに至つた。然るに其の後人口の増加すると共に本島主要物産の輸出港として南支南洋に於ける水産業の根據地として將又各種商工業地として本市が一大飛躍を見るに及び大高雄市としての近代的綜合都市計畫樹立の要に迫られ遂に昭和十一年八月總面積約四千六百二十三ヘクタール飽和年度昭和四十年人口四十萬人を包容し得る大擴張計畫を決定したのである。更に昭和十三年六月には面積約五百十八ヘクタールに互る土地區劃整理を決定し目下實施中である。本市は昭和十三年十一月本島最初の地域制を設定した。本市に於ける都市計畫の樹立は明治四十一年六月にして爾來前述の如き帝國南進の要港都市として毎年繼續的に斯業遂行に邁進し本年度の如きは運河新設事業に三十四萬餘圓路面改良及街路新設に四十一萬餘圓を投し目下工事進行中である。昭和十六年度迄に投じたる都市計畫事業費三百六十九萬三千餘圓の巨額に達してゐる。同年末戸數は四萬一千五十戸人口十八萬三千八十五人にして市街の膨脹と商工業の著しき發展を極めてゐる。

一〇、屏東市

昔阿猴と稱し人煙稀なる平野であつて今より約二百五十年前支那漳州人の移住開墾された處であつた。

明治三十六年阿猴を阿緞と改め明治四十二年十月蕃薯寮廳恒春廳の二廳を併合して阿緞廳となつた。大正九年地方制度改正に依り高雄州の管轄となつて屏東郡となり同時に街名を屏東と改められ昭和八年十二月市制の施行を見るに至つた。明治四十年には街路の一部改造並下水を開設されたのであつたが大正二年始めて都市計畫を樹立した。本市は州下高雄市に次ぐ大都市にして而も農産物の集散地であり又臺灣製糖株式會社の所在地なるを以て年々人口の増加著しく昭和七年末には人口三萬七千四百十八人となり市區の擴張計畫も亦其の必要に迫られ昭和九年八月測量調査を了し昭和十二年六月十三日告示第百十二號を以て都市計畫區域及都市計畫の追加變更を決定告示した。この區域の總面積は約千三百二十二ヘクタールにして豫定計畫包容人口は十萬人昭和四十二年で飽和状態となる計畫である。爾來之が斯業に邁進し街路の新設或は必要に應じて一部變更若くは街路の

改修又は下水新設緑園の計畫或ひは街路の舗装工事等に昭和十六年度迄既に九十二萬餘圓を投じた。同年末の戸數一萬二千二百二十四戸にして人口五萬九千九百十七人である。

一一、花蓮港市

本市は元アミ族の蟠居せる地であつたが清朝末葉漢人の移住に依り小部落を成し新港街と稱へ領臺當初臺南縣臺東出張所後臺東廳の管轄に屬して居たが明治四十二年花蓮港廳所在地となり大正九年花蓮港役場が設置せられ漸次發展の途を辿つたが昭和六年築港計畫樹立同十四年其の第一期工事完成に伴ひ市勢頓に活況を呈し昭和十五年十月二十八日を以て市制を施かるゝに至つた。本市の都市計畫は明治四十三年二月娑婆礁溪以南の現市街地の區域に樹立し昭和九年に至り築港計畫に伴ふ擴張計畫が樹立せられたが更に昭和十三年十一月米崙方面の工場地帯としての發展情勢に對應せる計畫區域並計畫の追加變更決定告示を爲し其後數度の計畫一部變更を行つたが第一期工事完成に伴ひ更に計畫擴張の必要を生じたるを以て昭和十六年三月十二日決定告示をした。本年度に於て街路新設及路面改良

に十二萬圓を以て目下工事施行中である。本都市計畫に於ける利用面積は一、六六〇ヘクタールにして豫定包容人口五萬人昭和三十八年度を以て飽和年度とする。東部隨一の新興都市として昭和十六年度迄に投じたる都市計畫事業費百十三萬六千餘圓に達してゐる。同年末現在戸數八千九百七十六戸にして人口三萬六千九百八十四人である。

一二、震災地都市計畫

昭和十年四月二十一日午前六時二分及び六時二十七分の二回に亘る大安溪中流域を震源地とする激震は新竹臺中兩州下に甚大なる被害を及ぼした。災害地域は新竹州下一市七郡三十三街庄臺中州下一市五郡二十六街庄及び蕃地の一部にして地震の爲死亡せる者三千二百七十九人、負傷者を合つれば一萬五千二百五十五人に上り住家の全壊せるもの一萬七千九百二十七戸、其他損壊を合つれば五萬四千七百九十二戸を算し、家屋、家財の損害價額二千七百七十一萬七千餘圓と謂れ本島有史以來未曾有の大慘禍を蒙つた。

これを機して新竹州下にあつては竹東、苗栗の二街及び北埔、竹南、頭分、南庄、後龍、銅

鎮三又苑裡通霄大湖卓蘭の十一庄臺中州下にあつては豊原清水梧棲沙鹿の四街及び内埔神岡石岡の三庄に都市計畫を樹立し之に準據して速に統制ある復興を計つたので現在では孰も舊態を脱し理想的な新市街を形成してゐる。

第五節 市街地公園

市街地公園は都市計畫上至大の關係を有する條件にして都市生活上民衆に慰安と休養とを與ふるものであつて特に本島の如き四時苦熱と闘ひ比較的心身に疲勞を感ぜしむること多き熱帶地にありては殊更然りとす。故に公園には十分なる地域を包有せしめ樹木花草類を栽植し池亭を配し博物館圖書館音樂堂歴史的營造物及銅像の如きものを配置して園内を靜安閑雅ならしめ且遊樂の設備等を具へて一般民衆をして日常自由に休養と慰安とを得せしむると同時に精神の涵養に資せしむべきである。

本島各地に於ては何れも領有當初より公園の設置に意を用ひ各地方廳長に於て公園管理規程又は取締規則を設けて之を管理保護して一般民衆の利用に供し以て漸次面目を改めつゝある殊に臺北臺中臺南公園の如きは其の美觀歎賞すべきもの

がある其の後大正九年制度改正と共に殆ど其の經濟を各地方團體に移し爾來市街庄費を以て夫々之が維持改善に努めつゝある。

現在全島の市街地公園は臺北公園外二十二箇所にして其の總面積三萬四千四百四十八アールを有するに至つた。
之を列舉すれば左の如くである。

公 園 名	積 面	開 園 年 月	管 理 者
臺 北 公 園	六三	明治四十一年	臺北市長
圓 山 公 園	六〇	同 三 十 年	同
川 端 公 園	八〇	昭和十四年三月	同
北 投 公 園	二八四	大正元年十月	臺北州知事
高 砂 公 園	二五	明治三十三年五月	基隆市長
宜 蘭 公 園	三三	同 四十二年八月	宜蘭市長
新 竹 公 園	一五五	大正十年四月	新竹市長
大 溪 公 園	二〇	明治四十五年六月	大溪市長
文 昌 公 園	八	同 四十二年十月	桃園市長
臺 中 公 園	八四	同 三十六年十月	臺中市長

澎湖	花東	屏東	旗山	斗六	白河	新化	嘉義	臺南	草屯	南投	彰化	臺中
山公	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公
園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園
二五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治四十四年五月	大正十一年二月	同三十五年三月	明治三十七年四月	同十五年九月	大正十三年一月	昭和四年五月	明治四十四年八月	同六年六月	同四年十二月	大正元年	明治三十八年十二月	昭和八年四月
馬公	花東	屏東	旗山	斗六	白河	新化	嘉義	臺南	草屯	南投	彰化	同
港	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

一四〇

第六章 國立公園事業

臺灣には世界に誇示するに足る國家的大風景に乏しからず即ち日本最高峯たる新高山を盟主とせる雄渾なる高山風景と鬱蒼たる「ベニヒ、ヒノキ」の大森林とを以て傑出する新高、阿里山一帯、豪宕卓拔なる大斷崖と風光明媚なる山岳とを以て開ゆる次高、タロコ一帯秀麗なる山容と豊富なる温泉を有する大屯山麓是れである。

而して臺灣の如きは炎熱の地にして四季の變化に乏しく心身の緊張を缺き健康を害し易き地にあつては如斯自然の大風景を保護すると共に之を開發して一般民衆に利用せしめ心身の休養と保健の向上に資するは最も緊要の事である。

故に近時世上に於て國立公園設置の論漸く高く多數島民の之に對する欲求日に熾烈となり總督府に於ても亦之が必要なるを認め昭和八年六月國立公園調査會を設置し國立公園に關する重要なる事項を調査せしめたが先づ國立公園法を本島に施行するを急務とし鋭意調査研究の結果昭和十年八月一日臺灣國立公園協會設立され更に同年九月勅令第二百七十三號を以て國立公園法を臺灣に施行する件及び第二百七十七號を以て臺灣國立公園委員會官制の制定を見次いで十月府令第七十

一四一

六號を以て國立公園法の施行を見るに至つた。(本委員會官制は昭和十六年勅令第三一二號を以て廢止された昭和十一年二月三日第一回國立公園委員會を開催し大屯次高タロコ新高阿里山の三景勝地を國立公園候補地として決定し之が區域決定に關しては特別委員會に附託し調査せしむることとした)

而して昭和十年十月十八日臺灣國立公園委員會幹事會を開催し國立公園區域に關する打合を爲し引續き同年十月二十五日臺灣國立公園特別委員會を開催し國立公園區域決定に關する審議を完了した。

斯様にして大屯次高タロコ新高阿里山の三國立公園の區域を決定するに至つたので同年十一月二十五日第二回國立公園委員會を開催し特別委員長の報告に基き審議の結果原案通り決定し、愈々同年十二月二十七日を以て本島最初の三國立公園を指定するに至つたのである。而して右指定と共に速に國立公園の保護及利用に關する根本計畫を樹立し之が事業を促進し國立公園設置の目的を達成する爲め昭和十三年度より十五年度迄は大屯次高タロコ國立公園に就て特別地域及制限緩和地區指定に關する外業調査を完了した。

右三國立公園の面積を州廳別に示せば左表の如し。

公 園 名	關 係 州 廳	面 積	指 定 年 月 日
大 屯	臺 北	八、二六五	昭和十二年十二月二十七日
次 高 塔 羅 科	臺 南	二七二、五九〇	同
新 高 阿 里 山	臺 南	一八五、九八〇	同
計	臺 南	四六六、八三五	



昭和十七年十二月十五日印刷
昭和十七年十二月二十日發行

臺灣總督府國土局土木課

臺北市若竹町一丁目五番地

印刷人 吉村清三郎

臺北市若竹町一丁目五番地

印刷所 吉村商會印刷所